

令和7年第5回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和7年9月26日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 3時26分

◎出席議員（12名）

1番	福田 浩二	2番	堀江 清一
3番	相馬 正典	4番	小川 洋一
5番	大金 清	6番	小川 正典
7番	平塚 英教	8番	高野 泉
9番	高木 洋一	10番	川俣 義雅
11番	渋井 由放	12番	中山 五男

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
代表監査委員	樋山 隆
会計管理者兼総務課長	小野里 広美
事務局長兼管理課長兼会計室長	大谷 光幸
消防長	川俣 寿行
消防本部次長兼総務課長	加藤 勇
病院長	森 成正人
病院事務長兼医事課長	鈴木 克幸
病院総務課長	津久井 友江
保健衛生センター所長兼施設整備室長	相ヶ瀬 仁志
消防本部警防課長	阿久津 善夫
消防本部予防課長	栗田 祥夫

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	大谷 光幸
議事係長	星 麻里
書記	小室 達夫
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

- 日程第1 議員の辞職許可報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 (報告第1号) 令和6年度資金不足比率の報告について
- 日程第6 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する
条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する
条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第3号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予
算(第2号)の議決について (組合長提出)
- 日程第9 (認定第1号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳
出決算の認定について (組合長提出)
- 日程第10 (認定第2号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の
認定について (組合長提出)
- 日程第11 (決議第1号) 汚泥再生処理センターの資源化方式見直しに関する決議
について (議員提出)
- 日程第12 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） 皆さん、おはようございます。

秋のお彼岸が過ぎまして、ことわざどおり少々過ごしやすくなった中ではありますが、本日の定例会にご出席をいただきました方々には誠にご苦労さまです。その中で、福島副組合長さんには最後の議会出席になりますことから、本日の議案等全て審議が終わりました後、ご挨拶をいただきたく思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日は令和6年度一般会計及び病院事業会計決算についての監査報告のため、樋山隆代表監査委員に出席をいただいておりますので、後ほど意見をいただきたく思っております。よろしくお願ひいたします。

ここで、議会開会にあたり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和7年第5回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会にあたりまして、当面の報告を兼ねて一言ご挨拶申し上げます。

1点目は、汚泥再生処理センター建設候補エリアについてであります。令和7年6月29日に住民説明会、8月3日に地域説明会を開催しましたところ、多数の住民の方にご参加いただき、貴重なご意見を賜りました。本件については、組合ホームページや那珂川町ケーブルテレビにて配信を行いまして、引き続き広く理解を求めてまいります。

現し尿処理施設は稼働から40年、基幹的設備の改良工事から11年が経過し、各設備機器及び躯体等の老朽化が進行しております。組合といたしましては、新施設に更新するため、引き続き住民の理解促進に努める所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2点目は、敦賀市民間最終処分場問題に係る裁判でございます。去る令和7年7月14日に最高裁判所の判決が言い渡され、高等裁判所への差戻しとなりました。議員全員協議会に

において説明をさせていただいたところですが、差し戻された理由は、敦賀市が組合に支払いを求めていることができる金額等についてさらに審理を尽くすこととあります。このため、平成24年から本件に携わっていただいている阿部弁護士に引き続き委任をし真摯に対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の定例会であります。執行部から提出しますのは報告1件、条例改正2件、一般会計補正予算のほか、一般会計及び病院事業会計に係る令和6年度決算の認定でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶といたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 議員の辞職許可

○議長（中山五男） 日程第1 議員の辞職許可報告を行います。

この件につきましては、過日の全員協議会のご報告したとおりであります。益子純恵議員から令和7年8月20日付、青木敏久議員からは令和7年9月17日付で辞職願が提出されました。つきまして、地方自治法第126条ただし書の規定により許可いたしましたので、報告します。

◎日程第2 議席の指定

○議長（中山五男） 日程第2 議席の指定を行います。

本件につきましては、令和7年8月20日付で辞職にされました、益子純恵議員に代わりまして、那珂川町議会より新たに福田浩二議員、令和7年9月17日付で辞職されました青木敏久議員に代わりまして、那須烏山市議会より新たに平塚英教議員が組合議会議員として選出されましたので、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号を福田浩二議員、1番、平塚英教議員、7番に指定をいたします。

ここで福田浩二議員、平塚英教議員に挨拶のための発言を許します。

1番、福田浩二議員。

〔 福田浩二 議員 登壇 〕

○1番（福田浩二） 那珂川町町議会議員の福田浩二です。半年間という短い期間ではございますが、よろしくお願ひいたします。

〔 平塚英教 議員 登壇 〕

○7番（平塚英教） 議席番号7番、新たに広域の議員になりました平塚英教でございます。広域議会は大変重要な課題が山積しておりますので、皆さんと一緒に一つ一つ解決するために頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中山五男） ありがとうございます。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に8番、高野泉議員、9番、高木洋一議員の2名を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 (報告第1号) 令和6年度資金不足比率の報告について

○議長(中山五男) 日程第5 (報告第1号) 令和6年度資金不足比率の報告についてを議題といたします。

執行部の報告を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) ただいま上程されました報告第1号 令和6年度資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、地方公営企業法を一部適用する本組合の病院事業会計について、決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

令和6年度の病院事業会計決算における資金不足比率は、令和5年度同様に、資金不足とっていないことを報告いたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(中山五男) 以上、組合長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。特にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和6年度資金不足比率の報告についてを終わります。

◎日程第6 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第6 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、令和6年5月に改正された民間労働法制を受け、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を進めるため、令和6年8月8日、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行い、令和6年12月に、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が可決、成立しました。

本組合においても、令和7年10月1日施行の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う部分休業制度の拡充について必要な措置を講じるほか、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うことにより、組合職員が支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するものです。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議案第1号、南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。第1条、職員の育児休業等に関する条例第20条第2号は、部分休業の承認が可能な非常勤職員の要件が勤務日ごとの勤務時間を考慮する規定を削除。第21条第1項、1日につき2時間の範囲内で勤務しない部分休業について、勤務時間の初め又は終わりとしていた条件を削除。第2項、第3項は、部分休業の取得形態の追加に伴い、現部分休業を第1号部分休業に改める改正。

2ページをご覧ください。第21条の2には、部分休業の取得形態に、1年につき10日を超えない範囲内で勤務しないことを加え第2号部分休業とする改正。第21条の3、第21条の4は規定の整備となります。第21条の5は部分休業の取得形態を変更することができる特別な事情についての規定、第22条は文言の整理、第23条は部分休業の承認の取消事由は、職員が条例第21条の5に係る変更をしたときとする規定となっております。

3 ページをご覧ください。第2条、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例改正ですが、第8条の3第1項及び第2項でございますが、第17条の2の新設による第1項の改正に伴い、第2項の読替規定も併せて改正するものでございます。

4 ページをご覧ください。第15条第1項は、第17条の2が追加となり、指し示す条例がずれてしまうための改正です。第3項は、単位取得の規定について、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則と重複しているため、条例から削除するものです。第17条の2第1項において、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置等に係る規定を追加、1号で情報を提供、2号で利用に関する意向確認、3号で子や家庭の状況に応じた両立支援に資する事項に関する意向確認。

5 ページ、第2項において、3歳に満たない子を養育する職員に対して仕事と育児の両立支援等に関する情報提供を行う規定で、第1号で情報提供、2号で利用に関する意向確認、3号で子や家庭の状況に応じた両立支援に資する事項に関する意向確認、第3項において意向確認をした事項への配慮の規定となっております。第17条の3は文言の整理となります。

6 ページをご覧ください。第3条、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第2項、技能労務職員の給与の減額について、第2号育児部分休業の規定により1日2時間を超えない範囲から全部又は一部を勤務しないことへ改めるものです。

附則として、施行日を令和7年10月1日、10月以降に育児休業等に関する条例第21条の4の規定による請求を行う場合の経過措置を規定しております。

職員が仕事と育児の両立に必要な制度を選択できる勤務環境の整備により、ワーク・ライフ・バランスの促進を図るとともに働きやすい職場づくりの実現に寄与する改正となっております。

改正の趣旨、主な改正内容につきましては、参考資料を添付しておりますのでご確認ください。

以上で補足説明を終わりにします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

議員の皆さんにはご承知のとおり、この条例改正につきましては、両市町ともこの3月定例会におきまして議決しているところでありますが、ここで改めて質問がありましたらお受けいたします。質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第7 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

現在、医療機関の多くが物価高騰や人件費の上昇で厳しい経営状況に置かれており、特に自治体病院の85%が赤字になると見込まれています。

那須南病院に関しても、これから令和6年度の決算を報告させていただきますが、人口減

少に伴う患者数の減少も重なり、かつてない規模の赤字となっております。今後も地域医療を存続するために経営改善に向けた対策が急務であり、入院療養の基準の見直しなど、病床利用率を上げるための施策を実行しているところですが、公定価格である診療報酬制度の中では、支出に見合った収入の確保が困難な状況であります。そこで、長年にわたり据え置いておりました個室使用料及び診断書料等を値上げするため、所要の改正を行うものであります。

より充実した医療サービスが提供できるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、病院総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） ただいま上程となりました議案第2号につきまして、補足説明させていただきます。

今回の改正は、病院事業の使用料及び手数料のうち、診療報酬点数が定められておらず病院独自で設定ができる個室を使用した場合の差額ベッド代や診断書等文書作成手数料の改正を行うものです。

まず、別表第1が差額ベッド代となります。一般病床にある特別室について、1日につき2,000円の値上げ、その他の個室について1日につき1,000円の値上げを行うものであります。那珂川町と那須烏山市以外に居住する方については、現行と同じく1.5倍の料金としております。また、付添人の寝具使用料についても150円の値上げを行うものです。

別表第2が診断書等の料金になります。開院当初より改定をしていない文書がほとんどでしたので、社会情勢に鑑み、1通につき2,000円から3,000円の値上げを行うものであります。診断書のうち、身体障害者用の申請書類や生命保険に係る書類は、医師の負担も大きいことから5,000円の値上げとしております。その他、類似する文書名につきましては文書区分を一本化するなど精査を行っております。

次に、2ページの附則になります。第1項で施行期日を令和7年12月1日としたものです。第2項は、差額ベッド代について12月1日以降の使用分から適用する規定、第3項は、文書料金等について12月1日の受付分から適用するとしたものであります。

なお、参考資料としまして、新旧対照表と県内の医療機関との文書料金の比較表を添付し

てございますのでご覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 非常に苦しい病院の会計だというのはよく理解しております。これを上げることによりまして、通常というか今までに比べて年間でどの程度収益が上がるのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、差額ベッド代の改定によりまして、令和6年度の実績との比較になりますが、年間で約847万円の増収、文書料金の改正で年間約340万円の増収を見込んでおります。ただ令和7年度につきましては、12月改正でありますので4か月分、ベッド代につきましては280万円の増収、文書料につきましては110万円の増収を見込んでおります。

○11番（渋井由放） 了解しました。

○議長（中山五男） 2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 先ほど、生命保険の関係の診断書ということで5,000円とされておりますが、この生命保険の診断書というのは年間どれぐらいの数があるんでしょうか、お伺いします。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） ご質問にお答えいたします。

生命保険料につきましては件数が減ってきておる現状です。年間、大体100件ぐらいになるかと思っております。今、ほとんどが診療報酬の明細書というのを領収書のところに添付することになっておりますので、保険会社によっては、改めて診断書を病院から徴収しなくても

明細書のほうで保険料の支払いを行っているというふうに簡素化されているところがございます。

以上です。

○2番（堀江清一） 了解しました。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 （議案第3号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

○議長（中山五男） 次の議案に入ります。

日程第8 （議案第3号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○**組合長(川俣純子)** 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入・歳出それぞれ25万円を増額し、補正後の予算総額を27億5,896万8,000円とするものであります。

補正の内容は、まず衛生費にて、敦賀市民間最終処分場対策費として25万円を追加するもので、その内訳は、差戻控訴審に係る旅費となります。この財源は、繰越金から25万円を充てています。

次に消防費について、起債協議を踏まえ、歳出予算は増減せず、歳入について起債額を増額し、一般財源を減額する財源振替を行います。具体的には、地方債限度額について、救助工作車更新事業を170万円増額し6,300万円、救助資機材更新事業を50万円減額し3,140万円、計120万円を増額し9,440万円といたします。

歳入は、繰入金を120万円減額し4,216万2,000円、組合債を120万円増額し1億2,490万円とするものです。

歳出は、消防施設整備費1億5,239万5,000円は増額せずに、その財源内訳について、地方債を120万円増額し、一般財源を120万円減額するものであります。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○**議長(中山五男)** 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、渋井議員。

○**11番(渋井由放)** この前、聞けばよかったんですが、よく理解できてなかったのです。

まず、裁判のことなんですけれども、金利がかかるとこういうふうになるのかなと思うんです。それで、年5分の割合でというような話もございまして、私がちょっと調べると、令和2年4月1日からでしょうか、法定金利が3%になっていると。その辺のところは、法定金利に合うような金利の支払いになるのかどうか。今、ここで答弁もらわなくてもいいの

で、まあ分かっていたら答弁いただければいいんですけども、その辺のところをもしあれ
だつたら後でも知らせていただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） 管理課長として答弁いたします。

ただいまご質問の裁判について、今回は補正予算として旅費分を追加させていただきま
して、25万円、措置させていただくというようなご説明を申し上げました。

今後、今、渋井議員のお話にありました裁判の結果次第では、おっしゃるとおりで賠償金
を払っていくことになると思います。それについての金利等々についてはまだまだこれか
らのことでございますので、まだ検討等、詳細ができておりませんので、今後、分かった時
点でお答えをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 民法が改正されて5%から3%になっているようなので、その辺
のところはもちろん先生がよく理解していると思うんですが、この前その説明がなかつ
たかなと思いましたので、その辺を聞いていただければと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(中山五男) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 (認定第1号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 (認定第2号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について

○議長(中山五男) 日程第9 (認定第1号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 (認定第2号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定について、以上2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長(川俣純子) 一括上程となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号についてでございます。歳入歳出予算現額の25億8,133万4,000円に対して、歳入決算額は25億8,987万8,609円、歳出決算額は25億501万5,114円となりました。

予算現額に対する収入率は100.3%、歳出の執行率は97%です。前年度と比べ、歳入は5,520万3,903円、2.2ポイント増、歳出は4,539万7,365円、1.8ポイント増となります。この増額は、人事院勧告による人件費の増額及び清掃費における斎場、

し尿処理施設及びごみ処理施設に係る維持補修費の増、一般廃棄物処理施設整備費の増などが主な要因であります。

歳入歳出差引残額の8,486万3,495円は実質収支額となります。この実質収支額のうち、おおむね2分の1に当たる4,300万円は、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに組合基金条例の規定により、財政調整基金に積み立てていただきました。

歳入の構成は、分担金及び負担金22億8,440万2,000円が歳入合計の88.2%となり、歳入の根幹であります。次に繰入金1億8,206万2,000円が7%、使用料及び手数料5,185万7,450円が2%と続きます。

歳出において構成比の高いものは衛生費で、15億1,088万7,452円は歳出合計の60.3%に当たります。この主な使途は、し尿処理施設・ごみ処理施設・斎場などの運営費、次期一般廃棄物処理施設の整備費・基金積立、病院事業会計への負担金・補助金などです。次に消防費8億3,517万7,972円は33.3%となり、主な使途は消防職員の人件費、常備消防・救助活動の経費、消防・防災の設備費などです。続いて総務費1億2,845万5,457円は5.1%にあたります。主な使途は、事務局職員の人件費や財政調整基金への積立金などとなっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要の説明を申し上げます。

続きまして、認定第2号につきまして説明を申し上げます。

今日の医療を取り巻く環境は、医師不足、医師の偏在などの課題のほか、働き方改革や医療デジタルトランスフォーメーションへの対応に迫られ、また、人件費や物価高騰により費用が増える中、国が指定する診療報酬点数は費用に見合った改定がされず、費用は増加するが収入は増えないという極めて厳しい状況となっております。

このような中、那須南病院は、平成2年の開院以来、地域の中核病院として、地域医療の確保や住民福祉の向上を目的に、民間医療機関では対応が難しい医療を担う役割を果たしております。また、令和6年度には老朽化した建物の建替えを検討し、令和14年の稼働開始を目標とした那須南病院整備基本構想を策定いたしました。

業務状況につきましては、入院延べ患者数が4万2,597人、外来延べ患者数が6万4,472人です。前年度と比較しまして、入院患者は423名の減、外来患者は459名の減となりました。

経営状況につきましては、消費税を除いた損益計算書の額で説明をいたします。

総事業収益は27億5,176万1,448円で、前年度比約1,805万円、0.7%の減となりました。診療日を拡充した人工透析や11月から開始した訪問看護ステーションに

においては収益増となりましたが、全体的に入院収益、外来収益ともに減少し、さらに新型コロナウイルス感染症関連補助金がなくなったことも大きな要因となっております。

総事業費は30億685万4,539円で、前年度比約1億1,163万円、3.9%の増となります。人件費だけで約1億1,700万円の増額となったことが影響しております。この結果、2億5,509万3,091円の純損失が生じました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入は企業債、一般会計からの繰入金であります。他会計負担金、看護師の修学資金への返還による長期貸付金返還金で、合計3億3,880万2,000円、支出は、医療機器の購入、電話設置等の更新工事費、企業債の償還など、合計で4億4,969万1,040円となります。差引不足額1億1,088万9,040円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんしたものであります。

以上が決算の概要であります。住民が安心して生活するためには医療の確保が必要であり、那須南病院が安定的かつ継続的に医療を提供できるよう、経営改善を最優先に、職員一丸となって取り組んでいる状況であります。引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、認定第1号につきましては管理課長から、認定第2号につきましては病院総務課長から詳細を説明させていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、認定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、命により認定第1号 令和6年度一般会計歳入歳出決算について補足説明を申し上げます。

決算書は5ページから30ページが事項別明細書となっております、ご覧ください。併せて、別冊であります主要施策の成果14、15ページに款別、性質別の構成比ですとか、前年と比較増減等を記載しました。こちらもご参照いただきたいと思います。

まず、決算書5ページ、6ページをご覧ください。事項別明細書の歳入からです。

歳入の根幹である1款分担金及び負担金は、組合を組織する那須烏山市、那珂川町による負担金によるもので、収入済額22億8,440万2,000円は歳入合計の88.2%を占めます。

1目総務費負担金9,878万2,000円は、一般管理運営費に係るもの。2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金7億3,359万9,000円は、救急医療、病院事業及び斎場

費に係るもの。2節清掃費負担金6億2,029万4,000円は、し尿処理、ごみ処理及び一般廃棄物処理施設整備基金に係るもの。3目消防費負担金8億3,172万7,000円は、消防総務費及び消防施設整備費に係るものです。

続いて、2款使用料及び手数料5,185万7,550円は歳入総額2%となります。

1項1目衛生使用料812万円は、南那須地区斎場の使用料。2項1目衛生手数料4,336万7,050円は、保健衛生センターにおけるし尿処理及びごみ処理の手数料。2目消防手数料37万400円は、危険物施設設置の許認可手数料です。

3款県支出金、1項1目衛生費補助金564万9,000円は、病院群輪番制病院運営費等事業に係る県補助金です。

4款財産収入、1項1目財産貸付収入27万7,725円は、広域行政センター2階会議室の医師会への賃貸料及び各施設に設置された自動販売機の賃貸料です。

7ページ、8ページをご覧ください。

2目利子及び配当金353万9,359円、こちらは財政調整基金等4つの基金の利子分です。定期預金の活用ですとか債券の購入により、昨年度の実に50倍以上という大幅増になりました。

5款寄附金はございませんでした。

6款繰入金は、1項1目財政調整基金にて6,430万円。

1項2目保健衛生センター施設整備基金にて1億1,776万2,000円となりました。令和6年度は基金繰入れを積極的に活用したものです。

7款繰越金の3,705万6,957円は、令和5年度決算により6年度に繰り越されたものです。

8款諸収入の2,193万4,118円は弁償金及び雑入によるもので、9ページ、10ページの備考欄に詳細を記載してございます。

9款組合費の310万円は、消防における災害対策無人航空機、ドローンの整備に係る消防施設整備事業債です。

続きまして歳出です。決算書11ページ、12ページをご覧ください。

1款議会費の支出済額148万2,189円は前年比24.5%増です。組合議員の報酬、会議録データ反訳料といった例年の支出に加え、令和6年度は2年に一度の議員視察研修がございました。

11ページから14ページにかけて、2款総務費1億2,845万5,457円は前年比19.7%増です。

1項1目一般管理費1億254万2,218円は、広域行政センター職員10名の人件費

のほか、各種委託料や使用料、賃借料など、広域行政事務局の経費ですが、給与改定、ホームページの更新、新サーバーのリース等により前年増となりました。

13ページ下段から16ページにかけて、2目財政管理費2,581万7,185円は、予算書・決算書の印刷費や公会計システムに要した費用に加え、特に財政調整基金積立金について大幅増といたしました。

2項1目監査委員費9万6,054円は、監査委員お二人の報酬です。

15ページから24ページにかけて、3款衛生費です。衛生費の支出済額15億1,088万7,452円は、歳出総額の60.3%を占めるなど、本組合の根幹的な施策であります。

1項1目保健衛生総務費7億1,071万8,000円は、休日昼間の在宅当番医制の委託料、休日夜間の二次救急医療受入れに係る病院群輪番制事業の負担金、県北医療圏における小児救急医療拠点事業の負担金、那須南病院事業会計への負担金・補助金のほか、那須南病院事業整備基金の積立金などです。

2目斎場費4,443万5,711円は、南那須地区斎場の維持運営の経費であり、燃料費や電気料、火葬業務委託料、火葬設備改修工事費などです。

17ページ、2項1目清掃総務費2,909万4,363円は、保健衛生センター庶務係職員の人件費、事務所経費や委託処分に係る現地確認経費、保健衛生センター施設整備基金積立金などです。

19ページ、2目し尿処理費1億4,634万9,866円は、処理用の薬剤費、電気料のほか、施設維持管理委託料及び定期改修工事費などです。

19ページの下段からは、3目ごみ処理費4億5,431万4,850円です。こちらは、保健衛生センター業務系の職員及び会計年度任用職員の人件費、処理用薬剤費、燃料費、電気料のほか、焼却灰処分をはじめとする各種の委託料、施設定期改修工事費などです。

23ページ、4目一般廃棄物処理施設整備費1億2,597万6,222円は、保健衛生センター庶務系のうち、施設整備担当職員の人件費や新たな汚泥再生処理センターに係る建設候補地選定業務及び環境省循環型社会形成推進交付金を受けるための地域計画策定業務の委託料、新施設整備のための基金積立金などです。令和4年度に交付された用地測量・地質調査に係る交付金の返還も行いました。

5目敦賀市民間最終処分場対策費は、図書購入費のみでした。こちらは、現在係争中の裁判に関して、令和5年1月に上告受理申立通知書が届いたものの、令和6年度中は最高裁判所で受理されず、大きな動きがなかったものです。

続いて23ページから28ページにかけて4款消防費です。消防費もまた本組合の根幹的な施策であり、その支出済額8億3,517万7,972円は、歳出総額の33.3%にあた

ります。

1項1目消防総務費8億1,912万4,677円は、消防職員の人件費のほか、各消防署の施設維持経費、各種装備等の点検手数料、消防車両の燃料、栃木北東地区消防通信指令事務協議会への負担金など、消防・救急業務の経費です。

2目消防施設整備費1,605万3,295円は、災害対策無人航空機、那珂川消防署広報車、那須烏山消防署警防車などの購入費です。

27ページから30ページにかけて、5款公債費は1項1目元金が2,895万656円、2目利子が6万1,388円となりました。詳細は、主要施策の成果16ページのほうに記載しておりますので参照願いたいと思います。

3目公債諸費の支出はありません。

6款予備費は、4款1項1目の消防費に8万6,000円を充当いたしました。こちらは、令和7年2月から3月にかけて発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災に出動した緊急援助消防隊の経費です。

事項別明細書については以上でございます。

続いて32ページ、こちらは実質収支に係る調書です。

歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額8,486万3,495円は、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、そのまま実質収支額となります。この額のおおむね2分の1に当たる4,300万円は、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに組合基金条例の規定により、財政調整基金に積立てをいたしました。

続いて33ページから36ページの財産に関する調書です。

基金については、様式を改めた上で36ページに掲載いたしました。この基金総額については11億9,188万円となりました。

37ページは、構成市町の負担金の明細です。那須烏山市は交付税算入分を含めて15億1,139万2,000円、那珂川町は7億7,301万円となりました。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 認定第2号 令和6年度病院事業決算につきまして、お手元にあります決算書に従いまして、補足説明を申し上げます。

決算書の1ページから11ページまでが、法令で定められております病院事業会計の決算書類となりまして、まず、1ページから4ページまでが決算報告書となっております。予

算3条で定めました収益的収入及び支出、予算4条で定めました資本的収入及び支出の決算額を報告するもので、金額は消費税込みとなっております。

1 ページ目をご覧ください。

収益的収入の決算額は合計27億6,158万8,306円となりました。

2 ページをご覧ください。

支出の決算額は合計30億1,514万542円となっております。

収益的収入及び支出の詳細につきましては、この後の損益計算書で説明をいたします。

続きまして、3 ページをご覧ください。

こちらは資本的収入及び支出になります。資本的収入につきましては、3億3,880万2,000円で、前年度比約1億1,380万円の減となっております。内訳ではありますが、第1項企業債1億7,950万円は、電話設備更新工事や医療ガス設備供給元更新工事等の工事費及び医療機器の購入費用の財源として借り入れたものであり、前年度比1億1,790万円の減となっております。

第2項他会計負担金につきましては、一般会計からの繰入金ですが、令和6年度の繰入金総額は7億90万7,000円で、そのうち1億5,855万2,000円が資本的収入分となっております。

次に、第3項長期貸付金返還金の75万円は、看護師修学資金の返還金2名分であります。

4 ページをお開きください。

資本的支出につきましては4億4,969万1,040円で、前年度比約1億3,397万円の減となりました。内訳ではありますが、第1項の建設改良費1億8,296万272円は、医療機器の購入や電話設備更新工事等の実施によるものです。令和6年度に実施しました工事につきましては決算書17ページ、購入しました医療機器については23ページに記載をしておりますので、後ほどご覧ください。

第2項企業債償還金2億6,505万768円は、企業債の償還元金であります。なお、年度末未償還残高は18件で8億2,693万6,862円となっております。内訳につきましては、31ページに企業債明細書がありますので、後ほどご覧ください。

次に、第3項投資468万円は、看護師修学資金として2名の学生に貸与したものであります。

以上、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては、欄外に記載のとおり、留保資金で補てんをしております。なお、年度末現在の補てん財源使用可能額は、5億1,774万9,815円となっております。

以上が決算報告書でございます。

次に、損益計算書について説明いたします。

5 ページ、6 ページが、1 年間の経営成績を明らかにした損益計算書になりまして、消費税抜きの額となっております。今年度の結果は、6 ページの下から3行目、2億5,509万3,091円の純損失となっております。令和5年度と比較しますと、約1億2,969万円損失額が増えております。

詳細につきましては、申し訳ありませんが20ページをお開きください。こちらは令和6年度と令和5年度の損益計算書の比較表になります。

まず、収益から説明いたします。

医業収益のうち、入院収益が13億3,832万6,331円、前年度比約463万円の減となりました。患者数が428人減少したこと、また、診療日数が1日少なかったことによるものです。

外来収益は7億3,502万5,279円で、前年度比約1,295万円の減となりました。人工透析の拡充により内科の患者数は増えてましたが、外科や整形外科の患者の減少に伴い、全体で459人減少したことによるものです。なお、11月から開設しました訪問看護ステーションの利用者数は554人で、収益は約450万円になりました。この収益につきましては、外来収益に含まれております。

業務量の詳細につきましては、18ページから19ページに記載してありますので、後ほどご覧ください。

その他医業収益7,979万8,379円は、室料差額収益や人間ドック、受託検査等の収益であります。前年度比約3,000万円増の主な要因は、令和6年度から那須烏山市熊田診療所へ医師派遣を行っておりまして、その受託料が2,298万円となっております。

次に、他会計負担金は、救急医療の確保に要する経費に対する一般会計からの負担金、医業外収益の他会計負担金は、高度医療やリハビリテーション医療に要する経費に対する一般会計からの負担金であります。

次に、他会計補助金につきましては、医師確保対策、基礎年金拠出金公的負担等に要する経費に対する一般会計からの補助金であり、前年度比約961万円の減は、医師確保対策に要する経費の減によるものです。

次に、補助金につきましては、栃木県からの補助金でへき地巡回診療事業や物価高騰対策支援金等ですが、前年度比約2,543万円の減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連の補助金がなくなったことによるものです。

長期前受金戻入1,960万8,236円は、補助金等を財源とした固定資産の減価償却見合い分で、現金を伴わない収入であります。

その他、医業外収益につきましては、病児保育料のほか自動販売機手数料や売店使用料等で、2,697万9,793円となっております。前年度比約241万円の増の主な要因は、病児保育事業委託料の増に伴うものであります。収益は合計で前年度比0.7%減の27億5,176万1,448円となりました。

次に、21ページをご覧ください。支出の主なものを説明いたします。

医業費用のうち給与費18億4,632万4,455円は、職員172名、会計年度任用職員46名、非常勤医師等の人件費であり、前年度比約1億1,711万円の増となっております。人事院勧告に伴うもので約8,100万円、職員3名の増に伴い約1,221万円、その他、非常勤医師等への報酬で約2,390万円の増となっております。

次に、材料費3億6,608万6,306円は、診療のために必要な薬品、診療材料及び給食材料等で、前年度比約1,575万円の減となっております。減額の主な要因は、患者数の減に伴う薬品費の減によるものであります。

次に、経費4億8,153万988円につきましては、光熱水費や修繕費、委託料等で、前年度比約1,452万円の減となっております。減額の主な要因は、医療用消耗品費、医療機器の修繕費、電気料の減によるものであります。

次に、減価償却費は、建物、医療機器等、有形固定資産の減価償却費で、現金を伴わない支出となります。

資産減耗費は、廃棄した医療機器や薬品の残存価格を費用化したもので、こちらも現金支出はございません。

研究研修費506万1,856円は、医師及び看護師等の学会、研修参加費用となります。

長期前払消費税償却は、控除対象外消費税を費用化したもので、こちらも現金支出はありません。

医用外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還金のうち利息分になります。

雑損失につきましては、消費税整理に伴う費用であります。

看護師確保経費の420万円は、看護師修学資金貸付者のうち、返還免除分を費用化するもので、返還免除者2名分となっております。

次に、研究助成費1,692万7,500円は、常勤の腎臓内科の医師を確保するため設けました自治医科大学の寄附講座への助成費用となります。

特別損失95万24円は、前年度の2月、3月の診療報酬請求のうち、審査により減額査定とされたものであります。

費用合計は、前年度比3.9%増の30億685万4,539円となりました。前年度比1億1,163万円の増となっております。給与費の1億1,711万円の増が大きく響い

た形となりました。

以上が損益計算書の詳細説明であります。

7ページにお戻りください。剰余金計算書となります。下から3行目が当年度変動額でありまして、令和6年度に生じました純損失2億5,509万3,091円を未処理欠損金に加えたものであります。

8ページをお開きください。欠損金処理計算書となります。令和6年度は未処理欠損金の処理を行っておりませんので、処分額はゼロとなっております。

続きまして、9ページから11ページまでが貸借対照表となります。令和6年度末現在において病院事業が保有しております全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書となります。

まず資産の部ですが、1、固定資産につきましては、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までを合わせまして、一番右側の数字、17億4,234万7,310円となります。前年度比968万9,211円の減となりますが、減額の主な要因は、有形固定資産の建物及び構築物の減によるものです。

次に2の流動資産は、(1)現金預金から(3)貯蔵品までを合わせまして、一番右側の数字、6億7,929万6,480円となっており、資産の合計は一番右下の数字、24億2,164万3,790円となりました。前年度比で約3億2,652万円減少しておりますが、下から6行目にあります現金預金が、前年度比で3億1,356万3,793円減少したことが主な要因です。

10ページをお開きください。負債の部ですが、3、固定負債の(1)企業債、5億5,029万8,097円及び4、流動負債の(1)企業債、2億7,663万8,765円、これらを合わせました合計額8億2,693万6,862円、こちらが企業債の未償還残高となります。

(2)未払金の1億2,871万9,393円は、令和6年度費用のうち、まだ支払いをしていないもので、一般会計で言うところの出納整理期間に支払う金額となります。

5の繰延収益は、固定資産の取得の際に国及び県から補助金を受けた額及び一般会計から繰入れた額の残高であり、32億52万2,768円となっております。

負債の合計は一番右下の数字、42億6,166万1,293円となります。

次に資本の部であります。6、資本金は右側の数字、1億6,060万6,294円、7の剰余金はマイナス20億62万3,797円となり、資本合計がマイナス18億4,001万7,503円となります。

負債と資本の合計は、一番下になりますが、資産合計と同額の24億2,164万3,79

0円となります。

以上で病院事業決算の説明とさせていただきます。

なお、13ページ以降の書類につきましては、付属書類となっておりますので、説明は省略させていただきます。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午前11時10分）

【再開】（午前11時20分）

○議長（中山五男） では、再開をいたします。

ここで、本案につきましては監査委員の監査を受けていますので、その報告を求めます。

樋山隆代表監査委員。

○代表監査委員（樋山隆） それでは、令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算審査意見を述べさせていただきますと思います。

審査の期日、審査の場所、審査の対象、審査の方法は、1、2、3、4に記載のとおりでございます。

審査の結果、審査に付された令和6年度決算について、例月出納検査も含め、審査を実施した範囲においては、地方自治法及び組合財務規則に基づき、予算の執行状況、事務処理はおおむね適正に処理されており、財政運営も健全に行われていると認められます。

決算の概要、財産に関する調書、基金の状況は記載のとおりでございます。

審査意見。南那須地区斎場については、火葬件数が令和6年度は774件で、前年度と比較すると12件の減となったものの、過去5年の推移を見るに、火葬件数は高止まりの傾向にあると思われる。

火葬場は、生命の尊厳と密接に関わる重要な施設であり、安全で安定した火葬業務の提供が求められることから、今後も計画的な修繕と定期的な補修・点検を実施し、適正な管理運営に努められたい。

保健衛生センターについては、現施設が使用開始からし尿処理施設は39年、ごみ処理施設は34年が経過しており、今後の施設整備に向けて検討が進められている。

一般廃棄物処理施設の整備は、地域住民にとって非常に重要な事業であることから、地域住民の理解と協力を得ながら、構成市町と連携し、迅速かつ丁寧に事業を進められることを期待する。

消防については、救急出動件数が3か年連続で2,000件を超え、救急搬送体制の充実が求められる中、救急隊への支援出動を積極的に行うなど、迅速な救急搬送に努めたことは高く評価できる。

また、岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災にも隊員を派遣し、消火に尽力した。

そうした火災のほか、地震、台風や集中豪雨などの自然災害にも適切に対応できるよう、災害対応無人航空機及びボートトレーラーの導入や消防車両を更新するとともに、それらを使いこなす隊員の養成に努めている。

今後も地域住民の生命、身体、財産を守るという使命のもと、消防力の充実強化に努められたい。

結びに、組合の事務事業である斎場、し尿・ごみ処理、消防及び病院は、地域住民が生活を営む上でなくてはならない重要なものである。

しかしながら、歳入の大部分が構成市町からの負担金である組合の財政状況も、市町同様に厳しい状況にあることは周知のことと思う。そうした認識のもと、今後も経常的経費の削減に努められたい。

引き続き地域住民の安心・安全で快適な生活を守るため、個々の事業における改善点を浮き彫りにするとともに、競争原理を取り入れるなどして、さらなる効率的かつ効果的な事務の執行に努められるよう強く要望する。

次に、令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算審査意見。

期日、場所、対象、方法は記載のとおりでございます。

審査の結果、審査に付された決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令及び病院事業の財務規則に準拠して作成され、令和6年度の病院事業の財務状況、経営状況等を適正に表示している。また、決算の計数について、審査の範囲内において適正であると認められる。

業務の概要、損益計算、貸借対照表は記載のとおりでございます。

審査の意見としまして、決算概要については前述のとおりであるが、令和6年度の決算審査の中からいくつかの要望を述べることにします。

経営の健全化について。令和6年度の決算は、入院・外来収益の減少に加え、新型コロナウイルス感染症関係補助金の減額等により医業外収益が大幅に減少し、当院の経営にも大きな影響を与えることとなった。

令和6年度は、公立病院経営強化プランに基づき、人工透析における火曜日・木曜日・土

曜日の午前中ワンクールの追加や、訪問看護ステーションの開設、地域包括ケア病床の運営再開など、新たな取組が開始された。

今後も厳しい経営が予想される中、地域住民が安心できる、持続可能な医療提供体制を推進するため、職員一丸となって経営の健全化に取り組まれない。

南那須地域の医療を担う人材の確保については①から⑦まで、(3) 病院整備について、4、結び。那須南病院は、昼夜を問わず365日体制で救急患者を受け入れており、地域住民にとって安心できる医療提供体制が確保されている点は、当院の果たす役割として極めて重要であり、高く評価される。

また、一般の入院及び外来診療をはじめ、人工透析、人間ドック、僻地巡回診療なども実施しており、地域住民にとってはなくてはならない存在である。

今後も、医師や看護師の確保に加え、人口減や少子高齢化の進行による医療ニーズの変化への対応など、引き続き厳しい経営が見込まれるが、収益の確保や経費の削減などにより、より一層の経営努力に取り組み、現在の医療供給体制が維持されることを期待する。

以上、監査委員の意見といたします。

○議長(中山五男) 以上で、組合長の決算説明に加えまして、代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑に当たりましては、会計名とページ数をお示しいただきたいと思います。

6番、小川議員。

○6番(小川正典) 先ほどの南那須地区広域行政事務組合病院の件で、1点お伺いしたいと思います。

先ほどから人間ドックというお話が出ました。外来、入院共減っているわけですが、けれども、人間ドックの申込みは非常に人気があるといいますか、聞きますと胃カメラの部分は安価だというような評価を受けております。

しかしながら、多分1日6名という限定だろうというふうに思いまして、私も毎年やっているんですけども、5月に申し込むと残念ながら10月という。これから来月受診をするわけですが、もう少し増やせないかということで、実際どのぐらいの収入があるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長(中山五男) 総務課長、これについて。

○病院総務課長（津久井友江） では、今のご質問にお答えします。人間ドックにしましては、令和6年度の決算としましては900万円ほどの収益となっております。利用された方は201名おりました。

先ほどもご指摘がありましたように、胃カメラにつきましては、病院のほうでは基本の料金に含まれておりまして、今年、経営アドバイザーのほうからも、そういったものはほかの医療機関でもオプションとしてちょっと差額を取っている状況もあるので、上げてはどうかというようなこともいただいております。今、院内でそういったことの検討をしている段階であります。

また、診療日につきましても、今は週1の水曜日しか設定ができていないんですが、限られた職員数で運営していますので、その辺、曜日を別な日に設けるのか、また、1日にできる人数の枠を増やしていいのかということも、今年度検討しておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 小川議員。

○6番（小川正典） ぜひ、多くの患者とは言いませんが、人間ドックも受けられるように、ぜひご努力いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 20ページの医業外収益のところ……。

○議長（中山五男） 病院事業ですね。

○2番（堀江清一） その医業外収益というところの下に他会計補助金というところがありまして、負担金じゃなくて補助金ですね、その減額がされているんですけども、951万2,000円、増減率で5.2%。この、まず理由をお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） それでは、今の20ページの医業外収益の補助金についてなんですが、減額の主な理由としましては、補助金をいただくときの算定基準というのがございます。負担基準の計算式というのがありまして、まずは直近の決算額を基に計算をされております。令和6年度にしましては令和4年度の決算額が基準となっておりますので、去年度はその前の年の決算を使っていたので、ちょっと減額になっているような次第でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 先ほどの説明で自分が聞いたところでは、その内容、内訳というのは医師獲得というのに使うということを述べられていたのかなと思います。

前にもちょっと自分は発言しているのですが、病院で医師の不足というのは非常に重要な案件だと思います。きつい基準があるということなんですが、医師獲得のところの補助金が減額されるということになれば、医師を獲得する案件もマイナスになってしまうのかなというふうにちょっと心配をしたものですから、ぜひ医師を、しっかりとした医師を獲得するために、こういう補助金というのが減額されないような、医師獲得のためのお金をぜひ、もうちょっと補助金がもらえるような。

基準が決まっちゃっているということではありますが、そこを重要視して、多く医師獲得のほうに回していただければというふうに思います。努力されているのは非常に分かるのですが、やはり病院というのは医師の質で変わりますので、いくら外見がよくても、中の医師がまともではないということになればどんどん疲弊してしまいますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひまして、意見として申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（中山五男） 相馬議員。

○3番（相馬正典） 広域のほうの事務組合のほうの決算書の最後のページ、36ページです。基金があります。1番から2、3、4とあるんですけども、まず保健衛生センターの施設整備基金が、今年度中に1億1,700万円程度減っておりますね。これは何にお使いになったのか、お伺ひしたいと思ひます。

それから、3番目の財政調整基金が280万円ほど減ってしまったんですけども、それについての理由と、同じく4番の一般廃棄物処理施設整備基金が、現金のところ約6億円

減になって、これ、有価証券が7億円になっているので、これは何か企業債買ったのですか。その辺の、何をどういうふうにしたのかを教えてくださいたいと思います。

それから、病院会計なんですけれども、先ほどから説明を受けておまして、非常に厳しい運営が続いているということで、当期末の損失が2億5,500万円ほどマイナスだと。これは昨年度と比べて1億2,900万円増えてしまった人件費だという説明がありました。

いずれにしても、人件費、これは絶対下がらないわけですから、その分の差額がまだまだ今年度、当然降りかかってくるだろうと思おまして、過日いただいた資料によると、当初の期首残高に対して3億1,360万円減少してしまったということになっております。

これを、また同じことを繰り返すと、あっという間に基金がなくなるということですよ。なので経営改善をしていくんだと。ということ、は思い切ったことをやらないとなかなか経営改善にならないんじゃないかなと思うし、かといって病院を存続させないわけにはいかないので、これはかかってもしょうがないと。

最終的には、那須烏山市と那珂川町のいわゆる負担金が増えていくのかなと思うんですが、その辺の見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 事務局長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） それでは、ご質問いただきました決算書36ページ、基金の件です。こちらについては、主要施策のほうにも資料が載せてございます。26ページですかね。同じような基金でございますが、ちょっと表記が違っておまして、主要施策のほうも積立額と取崩額が載っていますので分かりやすいものですから、そちらも併せてご覧いただきたいと思おます。

ご質問をいただきました、まずは保健衛生センターの施設整備基金がかなり取崩しになっているんだけどということです。こちらは積立でもしております、主要施策のほうで積立額が結構な金額、1億1,700万円というふうになってございます。

こちらの基金は、主に施設の補修ですとか定期改修工事などをやった際に取崩しをしておまして、昨年度は定期改修について、土台の耐火物の改修という、数年に一度大きくやるものなんですけど、この大変大がかりな工事を行ったものですから、そこに充てたというところがございます。それ以外に昨年は大変修繕とかが多かったというところがございます。

その次、財政調整基金についてもかなり取り崩しているというご質問でございます。こち

らについても6,430万円という金額を取り崩させていただいて、積立てもしたのですがというところがございます。

こちらは、特にここ2年間ぐらい人件費が上がってございまして、その人件費の増に対して、やはりこの財調基金を使って財政の均衡化を図るというようなことをやってきたというところがございます。

その次の、一般廃棄物処理施設整備基金についてでございます。こちらは特に決算書のところで、今までのところから、どちらかというと有価証券のところが増えたんだなというお話でございます。

こちらは令和5年度の末ぐらいから、いろいろと監査委員さんからご指摘などもいただきながら、定期預金をうまく活用してきたり、それと併せて債権の購入についてもいろいろと調査研究してまいって、昨年度、何回かに分けて債券を購入した。債権というのは、地方債が7本とかで、それと国債1本を買わせていただいて、それらをやらせていただいた結果、こうやって財産の明細については変わったということでございます。

先ほども決算のところでご説明しましたが、大きく利子が50倍以上伸びたというふうなお話を申し上げましたけれども、その利子が入ってきたものですから、これについては成果があったということでございます。

一般会計については、以上です。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、相馬議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、構成市町の基準外繰入れにつきましては、今、市町と協議をしているところであります。ただ、構成市町とも財政が厳しいことは承知しておりますので、まず病院でできることをやってみようということで、今年度、大きな取組に取りかかったところであります。

この前の全員協議会のときにもお話しさせていただきましたが、もちろん、収益につきましては、入院患者数も今増えておりまして、入退院調整の看護師等も配置しまして、また、地域の医療機関とも連携をして、受入れですとか退院の調整をして、入院の収益を今、上げてきているところであります。

そのほか、大きな転換でありますけれども、今、地域包括ケア病床というのが8床ございますけれども、地域の医療ニーズも、療養、慢性期の方よりも回復期の方の需要が今増えているということで、病院としても療養病床をなくして地域包括ケア病棟のほうに転換しようかというような協議を進めているところであります。

地域包括ケア病棟になりますと、かなり収益が上がると見込まれてはいるんですが、ただ、医療従事者の確保が必要でして、今いる人数ではリハビリ専門職が足りない現状があります。今ちょうど募集をかけているところでして、その見込みが立てば、来年度早々には地域包括ケア病床のほうに転換をしていければなと考えているところです。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） 総務課長のお話にちょっとダブっちゃうんですけど、付け加えさせてもらいます。

確かに令和6年度は非常に厳しい状況だったので、何とかしないと存続も難しいということで、今年やり始めましたこととして、9月に透析、令和6年度に火・木・土を始めたということをお伝えしたんですけども、火・木・土の午後クール、これはなかなか、働く職員にとっては土曜日の夜まで働くということになるので、少し時間がかかりましたけれども、そこも人件費を上げることなく、薄く延ばすという形で、火・木・土の午後の透析を開始しました。

ただ、今の診療報酬ですと、これを1年間やっても1,000万円程度で、年間1億2,000万円の人件費増にはついていけないという状況です。

あと、病棟の運用に関して言いますと、今、那須南病院は150床の認可病床のうち136床は稼働病床なんです、実際は。療養は40床、急性期病床は100床ではなく96床が稼働、満床ということでやっています。

今は稼働率を徐々に、利用率を徐々に上げて、80%とこの令和6年度はありましたけれども、8月・9月に関しては、今85%ぐらいなんです。救急車の応需率、特に管内1市1町の救急車の応需率に関しては95%ぐらいでして、どこの二次救急の病院も6割7割がやっというところで、95%というのはもう県内で1番だし、全国的にもそうかもしれせん。

その中で、救急車を全部受け取るということになると、病床は今の85%がぎりぎり、85%ということはどういうことかといいますと、空いている内科の病床が4つしかないという意味です。ですから、内科の患者さんが1日に4人来たら、救急車は断らないといけないという状況ですので、救急車を受け入れながら入院させておくという状況が、もうかなり、運用としては限界に来ていると。

ということで、次にどうしましょうかということで、総務課長から話があった、2階の療養病棟。療養病棟というのは、長く寝たきりの人とか、神経、難病で動けない人が入ってい

るので、日々で大きく変わる病態ではないので、単価としてはちょっとお安くなっちゃうんです。

そこを地域包括ケア病棟という、医療が必要な人、そういう病棟があるんですけども、それに丸ごと転換して単価を上げようという試みを今考えています。

しかしながら、それをしますと、今度は今まで長らく病院に入院されていた、パーキンソン病で動けない方とか、脳梗塞で胃瘻が入っていてほかの施設に行けない方とか、そういう方の行き場が地域になくなってしまうというような問題も抱えまして。かといって、収益アップしないことには病院の存続が難しくなっちゃうというジレンマの中で、どうしていいか。

あと、ケア病床にするにはもう少し人手が必要なんですけども、なかなか人手も集まらないというところで、でも、できれば来年度には、2階の療養病床を丸ごと転換して、これはかなり大胆な策なので、ちょっと慎重さも必要なんですけれども、そういう方法も考えています。

そうしますと、大体試算ですと7,000万円ぐらい。それでもやはり人件費のアップにはちょっと追いつけない。最終的には行政にもお願いすることになるかもしれませんが、一応そういう大きな策を練っています。

以上です。

○議長（中山五男） 相馬議員。

○3番（相馬正典） 話は分かります。ただ、病院ですから、経費を削って病院の質が落ちるとか、やっぱり療養病棟の人たちのことも考えなきゃいけないでしょう。当然その両方をにらみながらやっていくと思いますが、やはり那須南病院は絶対なくてはならない病院だと私も思いますので、赤字だから無理やりに療養病棟を潰して云々ということではなく、やっぱりかかるものはかかるものとしてしょうがないと思うんですよ。なくすわけにいかないと思うので。それは応分の負担が必要で、するのもしゃあ得ないかなというふうに、私は心の中では思っています。個人的な話ですけど、一刻も早く新しい病院をぜひつくっていただきたいというふうに要望しています。

以上です。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番(高野泉) 主要施策の成果の中の29ページ、⑤番、市町村別災害対策無人航空機の運用件数ということで13件、合計で出ています。

調査が11件ということなんですが、その調査の内容及び火災についての活用の内容、それと、その有効性、評価としてはどういうふうに見ているのか、お伺いをいたします。

○議長(中山五男) 警防課長。

○消防本部警防課長(阿久津善夫) 今の質問にお答えいたします。先ほど言いました火災の2件なんですが、これは今年1月にやった柴焼きのときの、小白井地内の林野火災を含めまして、特に山火事の状況を、どの辺が燃えているとか、延焼状況確認のための火災ということであります。

調査に関しましては、そのほか火災の鎮火後の調査ということで、どのくらい焼損したとか面積を測ったりとか、そういうところの確認というか調査ということで、こちらも一応火災に関しての出動でございます。

今回の施策に関しましては、前年の欄ですが、今年になりまして水難事故が既に4件発生しております。現在、そのうち2件に関しましてはドローンの出動準備はしたのですが、出動前に要救助者を発見ということで、そちらのほうは活動はなかったのですが、ほかの2件に関しましては、1件は向田地内の水難事故ということで、ドローン隊が出動しまして、5分間、検索に入りました。

この時は同時に防災ヘリのほうも要請しておりまして、防災ヘリが到着したもので、一旦ドローンの活動を終了中に、防災ヘリのほうで発見ということでしたが、もう1件、今月初めにありました那須烏山市宮原、ひのきや付近で水難事故がありましたが、そちらのほうに関しましては、ドローン隊が現場に到着して、活動1分で要救助者を発見したという事例もありまして、かなり有効ということになるのかなと思います。

また、そのほか、那珂川町で行方不明、山菜採りなんですが、山に入って戻ってこれないという事案がありまして、この件も一応現場までは行って、活動前に警察のほうで要救助者発見ということでありましたが、今後、水難事故、また搜索に十分活用が有効であると思われれます。

以上です。

○議長(中山五男) よろしいですか、高野議員。

○8番（高野泉） ありがとうございます。

○議長（中山五男） 10番、川俣議員。

○10番（川俣義雅） 主要施策の成果の23ページ、ごみの問題ですけれども、23ページの④、令和6年度資源物の状況というところを見ると、那須烏山市と那珂川町との比較が出ています。スチール缶、アルミ缶、それから少し飛んで新聞紙というものについて、那須烏山市のほうが那珂川町に比べてかなり量が少なくなっているんですが、これは団体等による自主回収、市や町が補助を出している自主回収の量が、那須烏山市のほうは多いのかなというふうに推測するのですが、いかがでしょうか。

それから24ページ、⑤ごみ質分析結果。これは燃やすごみですよね。燃やすごみの分析結果が出ていますけれども、かなり草を取った、それを袋に入れて出す人も結構いるんですけれども、草というのはどこに入っているのかなというのをお聞きしたいです。

それから、この燃やすごみはなるべく減らそうということで、お金がかかりますからなるべく減らそうということで、市も町も努力しているんだと思うんですけれども、広域としては、分析結果は出ているんですが、これを市や町にどうしてほしいというような、そういう注文というか、そういうのは考えていないのでしょうか。

以上、3点です。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ただいまご質問のありました3点につきまして、お答えをいたします。

まず、資源物の搬入実績、スチール缶、アルミ缶、新聞紙、こちらについて、那珂川町よりも那須烏山市が少ないというようなところで、自主回収というようなお話がありました。が、まさにそのようなことになっていると思います。

特にアルミ缶につきましては、那須烏山市のほうで、施設のほうで回収しているというようなことを聞いております。

次にご質問のありました、ごみ質の分析結果の草については、ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、多分、木類のところに入ってくるのかなというふうに思います。

また、最後に、市町に対して、この分析結果について、どのようにしてほしいというようなご質問もあったと思いますが、ごみ質の分析結果につきましては、市と町と組合で環境衛

生部会という会がありまして、そういった中で、このごみ質の分析だけでなく、いろいろ組合のほうからお願いしたいこと、また市町からお願いしたいというのを情報交換しながらやっていっているというような状況でございますので、そういった中でも、このごみ質分析の結果についても報告なりして、いろいろ意見交換をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（中山五男） 川俣議員。

○10番（川俣義雅） アルミ缶、スチール缶、それから新聞紙について、市回収をおそらくしているんだろうという話と、草については木類に、草木とも言いますから、ここに入っているんだろうというようなことで、私もそうかなとは思ったんですけど。

それで、燃やすごみをどうやって減らすかということについて、それぞれ工夫していたり、やっているんだと思うんですけども、あんまり変わらないんですよ。燃やすごみの量そのものが減っているというわけではないし、それから、中にどういうものが入っているかについても、ほとんど変わりがありませんよ。あんまりね。数%の変化というのは年ごとにあるようですけども、あんまり変わっていない。

これ、どういうふうにしたらいいかということで、例えば、重点的にこういうことをやってみようとかということ、具体的にやり方を一緒に討論して方向性を出していくとか、そういうことでもやっていかないと、なかなか変化が生まれませんじゃないかなというふうにいるんですけども、どうでしょう。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ありがとうございます。燃やすごみの量の減というようなところで、重点的にというようなところでございましたが、今、やはり市町にもお願いしているのは分別になります。燃やすごみの中に例えば段ボールが入っていると、資源となるようなものが入っているというようなところが見られるというようなところで、現段階においてできることとしましては、まず第1には分別の徹底の周知をお願いしたい。それによって燃やすごみの量が減るというようなところになるかと考えております。

以上でございます。

○10番（川俣義雅） 結構です。

○議長（中山五男） それでは、暫時休憩いたします。再開を午後1時にいたします。よろしく申し上げます。

【休憩】（午後12時04分）

【再開】（午後 1時00分）

○議長（中山五男） 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

では、決算に関するご質問にまいります。どうぞ。

4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 主要施策の27ページ、消防に関してでございます。

ここで消防について、出動回数が依然として高止まり、応急手当の講習でSNS等を活用し積極的に広報を行ったとありますが、この結果はどのようになっているのでしょうか。積極的な広報を行った結果ですね。この結果について教えていただきたいと思います。

次に28ページなんですけど、出動件数が2,123件。かなりこれは毎日、救急車の声を聞けない日はないくらい毎日聞いております。これで、最近独り暮らしが多い。独り暮らしは救急車を呼ぶ回数が多いと聞き及んでいます。

これは私、最近聞いた話なんですけど、1日に2回も3回も同じ人が出動の電話をかけてくる、かけたということを知っております。そのような場合、消防署ではどのような対応をしているのでしょうか。これは結構聞く話なんですけど、独り暮らしだと、何か足が痛い、腰が痛い、歯が痛い、すぐ救急車ということを知っております。

3点目は、救急隊員です。これは今、消防署では何人くらいいて、何人くらい養成をしているか、その人数を教えてください。

3点お聞きします。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 議員の質問にお答えいたします。

1つ目、普通救命講習会のプロジェクト的なということだったんですが、前年度に関しま

しては、ホームページとか広報誌とかには出しているんですが、まだコロナ禍の影響がありまして、それほど結果は出ていないのかなど。徐々に今年度から、またコロナ禍も収まってきましたので、今年度からまた徐々に増えているような状況でございます。

それでよろしいですか。

○4番（小川洋一） はい。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 2つ目の、ひとり暮らしの世帯ということで、これはやはり多々ある、何件かはあります。毎日何件か、今、119番は北東指令センターのほうに入ってしまうので、そちらのほうで対応はしていると思うんですが、一応、救急要請があったものに関しましては、消防署のほうに出動指令入ります。

前もちょっとニュースがありましたとおり、救急車が行かなくて死んでしまったというような事案も、ほかの町村部ではありますので、一応現場までは行かなくちゃならないということが今の現状です。

あとは、悪質な場合には町・市の行政のほうに情報を提供して、今、対応はしている状況です。

3つ目、これは救命士の数でよろしいですか。

○4番（小川洋一） ええ、救急救命士。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） はい。現在、当消防本部の救命士資格者は、再雇用とか定年延長も含めまして40名で、そのうち運用、実際に救命士として出動している救命士は30名となっております。

現在、昨年度から3部制ということに消防署はなっておりますので、このまま30名前後で推移していければなと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○4番（小川洋一） 養成は何人ぐらいしているんですか。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 養成は、毎年これは県の枠がありますので、毎年と

いうわけにはいきませんが、あとは新採職員で救命士の資格を持って入ってくる職員もおりますので、その人数が今申し上げたとおり30名前後で、もし救命士が今後退職とか、そういうのが考えられれば、養成学校のほうに行かせていただければと思っております。

○議長（中山五男） 小川議員。

○4番（小川洋一） 大体分かりました。講習会なんですけど、これは申込みがあったところに講習会へ行くんでしょうか。それとも、積極的にこちらから職場へ行くとかということはあるのでしょうか。

もう1点は、那珂川町の決算委員会でやっぱり私も質問したんですけど、AEDですか、これ、那珂川町では健康管理センター、健康管理課が担当しておりました。町内に三十いくつあるということなんですけど、この場所が分からない。ただあるというだけで、どこにあるか、それを果たして使えるのか。本当にこれは、設備はあります、ただ、それが近くの人が果たして使えるのかということ、なかなか難しいのかなということを感じました。

これについて、消防署としてはどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） ただいまの質問についてお答えします。

まず、AEDの応急手当講習ですが、申込みがあったか、こちらから広報しているかということなんですけれども、広報の方法はやはりプッシュ型・プル型でやっております。出しただけではなかなか、使ってくれなければ覚えてくれないというところもありまして、両面で動くようにはしています。

また、独自に応急手当優良事業所認定というものをしていまして、玄関を入ったところにステッカーが貼ってあったと思うんですけども、こちらも優良事業所に認定しています。

そのようなことを通じて、会社であったり公共施設であったり、そのような講習を積極的に取っていただくことで、施設の中のAEDの重要性、あとは、場所が分かっているかならないのかなというところの啓発にも役立つと思いますので、そのようなご意見を参考にしまして進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○4番（小川洋一） はい。

○議長（中山五男） 7番、平塚英教議員。

○7番（平塚英教） それでは、まず、一般会計歳入歳出決算書のほうから質問です。まず、14ページの委託料の中で、ストレスチェック・メンタルヘルス業務委託料というのがありますが、どんな業務を委託しているのか、また、その効果があるのかをお伺いいたします。

次に18ページ、これは斎場関係なんですけれども、斎場劣化調査業務委託料165万円というふうにあります。これについても、どんな委託をされているのか、説明をお願いいたします。

次に24ページ、一般廃棄物処理、23、24ですが、施設整備と16で委託料がありまして、建設候補地選定調査及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料というのが約2,386万円ありまして、不用額は11万円だったということなんですけれども、これは志島のところに一般廃棄物処理場を造るといような計画を立てる内容なのか、それとも、建設候補地選定調査というのだから、当然それを含むというふうに思うのですが、この内容について説明をお願いします。

その下の、償還金利子及び割引料ということで、令和4年度循環型社会形成推進交付金返還金、用地測量地質調査業務分、これが486万2,000円計上されていますが、これ、実際に使っていないのに不用になっていないのはどういうことなのか。その辺の、どういうふうな使い方をされたのか。

これ、返還だから、返還したという考えでいいんですか。そういうこと。分かりました。

それから、病院関係でございます。那須南病院の収益を上げるために、人間ドックやケア病床や訪問看護事業というものをやったということで、並々ならぬご苦労が分かるんですけども、21ページですが、この決算書を見ましても、主要施策の成果を見ましても、医師・看護師の異動がどうなっているのか分からないのですが、令和6年度は全く異動がなかったのか、辞めるようなことはなかったのかですね。それにしても、この21ページの看護師確保経費ということで、前年対比66.7%も増やしているんです。これがどんな対策を取ったのか。

さらに、研究助成費ということで1,692万7,500円、これは人工透析の医師確保のための研究助成費だというふうにお聞きしております。これについてはどんな成果があったのか。取りあえず、そういうことで質問をお願いいたします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） では、平塚議員さんのご質問のほうにお答えいたします。

まず、14ページのストレスチェック・メンタルヘルス業務の委託でございますが、こちらは令和3年からになるのですが、藤井純子オフィスに委託をしております、職員のメンタルヘルスのケアという形でカウンセリングの業務、またストレスチェックを全般に委託しております、それ以外にも、職員に対しての育成の研修といったものを行っております。

ここ3年間なんですが、藤井先生が頑張ってくださいまして、今のところ長期でのメンタルヘルスの不調で休んでいる職員はおりません。

続きまして斎場ですが、18ページの斎場の劣化調査業務委託ですが、こちらのほうは、斎場が昨年度で20年が経過いたしました。建物や火葬の設備以外の設備の劣化具合の調査を、フクタ設計で行っていただきました。フクタ設計は、こちらの斎場の業務を設計した業者でございます。

内容は、屋根や外壁の目視、あと触診等での確認、電気設備、空調設備の劣化具合の調査を行いました。

結果は、早急な大規模改修が必要となる項目は見当たらないという結果でしたが、空調機の更新とか屋上のシートの防水には指摘事項がいくつかございまして、計画的に整備していくことが長寿命化につながっており、そういった報告でしたので、まず個別施設計画を、今、作成をしております。

更新の時期は、予算の確保等がありますので今のところはまだ未定でございますが、これから計画的に斎場の大規模修繕を検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ご質問がありました24ページの委託料、建設候補地選定調査及び循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料1,386万円、こちらにつきましては、まず、建設候補地選定調査、こちらにつきましては、令和4年度に策定したし尿処理施設整備基本計画を基に、今、汚泥再生処理センターの建設候補地の絞り込みをしているというところなんですが、令和6年度には、計画を基にしてエリアの

絞り込み等を行った、そのコンサルに対しての委託料でございます。

具体的には、打合せ等が6回、あと、選定委員会のほうに5回参加していただいて、資料の作成等をしていただきました。

次に、社会形成推進地域計画策定業務委託料、こちらについては、やはり汚泥再生処理センター建設に係る交付金をいただくために計画の策定が必須ということでありまして、そのコンサルへの委託料になっております。

償還金のほうはよろしいですか。

○7番（平塚英教） これは国のほうに償還金返したというふうを考えて。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） はい、そのとおりでございます。

では、以上でございます。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、私のほうから質問にお答えさせていただきます。

まず、令和6年度の職員の異動についてでございますが、決算書16ページをご覧ください。

人数的な異動としましては、准看護師が1名増えております。また、会計年度任用職員としまして2名、こちらは1名は社会福祉士の資格を持った者で、もう1名は労務員としまして看護助手のほうを採用したことになっております。

次に、21ページの看護師確保経費につきましては、こちらは、まず修学資金を貸付したものの、まず2名分になるんですけども、去年につきましては1名しか貸付した者を職員で採用しておりませんで、今年度は2名の職員が採用から、令和5年に採用した者と令和2年に採用した職員、貸与年数と継続勤務年数が同じであれば返還を免除するという規定がございます、それで費用化したものになります。改めて看護師を採用するための確保の経費ではありません。修学資金のための返還免除分の費用となります。

次に、研究助成費の成果についてですけども、まず、先ほども申し上げましたとおり、人工透析のクール数を増やしました。件数としましては、決算書の19ページをご覧くださいなのですが、内科の患者数、昨年度と比較しまして、増減で延べ患者数が1,267名となっております。そのうち、透析分としましては802名の増員となっております。これが一応、成果になるかと思えます。

以上です。

○議長（中山五男） 平塚委員。

○7番（平塚英教） 大体分かったんですけども、後で一般質問があるので、それにぶつかっちゃまずいと思うんですが、24ページの下の方の、国へ返還したものについては、志鳥の償還金、利子及び割引料ですね、この486万2,000円については、現地測量調査ができなかったの国に返したという理解でよろしいですね。しかし広域行政としては、そこに造ることを断念するとか変更するとかということにはまだ至っていないというような考えなのでしょうか。

後で同僚議員から質問がありますが、県のほうでは環境省か何かの指導を受けて、県内広域で10か所の焼却施設があるそうなんです、それを5か所にするというような方向でありますよね。

そういうものにもし乗ることができれば、この、地元が反対しているのにごみ焼却炉を造る必要はないわけなので、その辺はどのように検討されているのか。まあ、一般質問で答えますと言えばそれで終わりなんです、これも質問したいと思います。

次、病院は、医は仁術と言いますから、いわゆる人間関係、信頼関係がすごく大事なかなというふうに思うんです。それで、先ほど看護師関係で、そのように早期退職とか増減はないというふうな理解をしたんですが、それでよろしいですね。

この主要施策の成果の11ページには、医師14人、看護師86人で100%体制が整っているというようなことなんですけども、7ページには人事関係で、病院が県に4人、その他が10人と、14人はどこにいるのかなというふうに思われるんですけども、これは看護師なのか事務員なのか、この内容について説明をお願いいたします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 施策のほうの7ページのことについてなんです、まず、派遣職員であるのは医師、4人というのが県からの派遣職員になります。

○7番（平塚英教） 県から。

○病院総務課長（津久井友江） はい。県の派遣医師になります。その他につきましては

やはり医師で、自治医大と獨協医大のほうから医師が来ております。そのほか、看護師と事務長につきましては、自治医大のほうから派遣をいただいております。その人数となります。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 先ほどご質問いただきましたごみ処理の関係につきましては、やはり一般質問のほうで答えさせていただければと思います。

○7番（平塚英教） 分かりました。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○7番（平塚英教） 最後に、いわゆる病院の整備計画がつくられているんですが、残念ながらコロナで工賃が高くなったり、いろいろなものが高騰して大変な状況にあるわけで、改めて、その収益を確保するための対策をいろいろ取っているというのは分かるんですけども、やはり何といても、そういう中で療養病床を若干減らして一般病棟を増やすと、そういう流れで今、検討していると。稼働率は相当上がっているんだけど、さらに収益を増やすための努力をまた検討しているというふうに聞いたんですけども、そういう中で、やはりその病院の方針というか、それに沿った職員、看護師の気持ちの問題が大事だと思います。最初に言ったように医は仁術ですから。信頼関係ですから。

そういう意味で、やはり患者との、いわゆる接遇についても、本当に安心感を与えるような体制、あるいは受け答えが必要ではないかなというふうに思うんです。

そういう意味で、病院内では、医師・看護師のいろんな研修等をやられていると思うんですけども、そういう意味で、どんどん高齢化していますので、そういう高齢者に優しく、しかも高齢者自身が自分で病気やけがを克服する、そういう気持ちになってもらうような対応が必要ではないかなというふうに思うんですけど、その点では、那須南病院としては、医師・看護師の中でどんな研修などをされているのか、お伺いいたします。

最後に、質問が抜けていたんですが、病院関係の決算の9ページ、ここで固定資産の(1)有形固定資産で、イ、土地というのがありますが、この評価額がずっと変わらないんですけども、土地関係は大分変更されているのではないかなと思うんですけど、この辺は、評価額は変えなくても大丈夫かというのがあって、これを進めていく、ここだけ確認して終わります。

す。

以上です。

○議長（中山五男） 総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、まず決算書9ページの固定資産のことについてお答えさせていただきます。

こちら、病院のほうでは評価額というのは把握できませんので、あくまでもこちらは帳簿上の金額と認識しております。

○議長（中山五男） 病院長。

○病院長（森成正人） ご質問ありがとうございます。平塚議員のおっしゃる、医は仁術であるというのはまさにそのとおりでございます。収益化を、赤黒問われるので、どうしても収益化というところに目が行ってしまいがちではあるんですけども、そこに行って回転率を上げてたくさん入院させて、短い在院日数でということをやりますと、だんだん1人当たりとの接触時間が短くなりますので、受け取る側にしては、患者さん側にしては、待ち時間も長いし、医者が来てちょっとしか話さないし、ということにだんだんつながっていきがちですので、ちょっとそこのバランスが難しいところで、収益を上げるためにやり過ぎないということも大事で、皆さんに、いろんな方々がいろんな立場から、経営の立場だったり、患者側の立場だったり、いろいろな視点があるので、それぞれ聞きながらちょっとバランスを取ってということしか言えなく、それを気にしながらやっているような状況であります。

研修に関しては、病院には必要な研修がたくさんありまして、例えば感染部門ではこれをやりなさいとか、医療安全ではこれをやりなさいとか、輸血ではこれをやりましょうとか、たくさん勉強会がある中で、その中でも臨時で勉強会を個別で開いたりしています。例えば患者さんの意思はどうなのか、例えば具合が悪い人のその後の意思をどうして聞いたほうがいいのかとか、そういう聞き方勉強会とか、様々な勉強会をやる中で、今は4月からデジタル化にしているんです。デジタル化にして、病院の研修とか、今まではリアルタイムで見られなかったんですけども、動画で撮って、全職員がいつでも見られるような形にしまして、それを各自のスマホで、おうちでも見られるような形にして、なるべく、1つ行った研修をたくさんの方、全員の方に、今までは出た20人、30人だけだったんですが、全職

員の方に聞いてほしいということで、そういうデジタル化の工夫をして、なるべく多くの研修を届けたいなというふうなデジタル化を、自分のスマホでやっております。

○議長（中山五男） 平塚議員、よろしいですか。

○7番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（中山五男） そのほか、質問ございませんか。

では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論はなしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

まず、認定第1号、令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって認定第1号、令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号、令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、認定第2号、令和6年度南那須地区広域行政事務組合病院事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午後 1時35分）

【再開】（午後 1時37分）

◎日程第11（発議第1号）汚泥再生処理センターの資源化方式見直しに関する決議について

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第11（発議第1号）汚泥再処理センター整備に当たって資源化方式見直しを求める決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、相馬正典議員。

〔 相馬正典議員 登壇 〕

○3番（相馬正典） 3番の相馬正典です。このたび提出いたしました発議第1号、汚泥再生処理センター整備に当たって資源化方式見直しを求める決議について、案及び提出理由の説明を申し上げます。

1ページ目が議案書です。地方自治法第112条及び南那須地区広域行政事務組合議会会議規則第14条に基づく「議員の提出する発議」として整理いたしました。これは令和6年2月26日に議決した「南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の制定」に倣った形式です。

提案者は、私、相馬正典。賛成者は、高野泉議員及び高木洋一議員でございます。

2ページ目が「汚泥再生処理センター整備に当たって資源化方式見直しを求める決議」の案でございます。新たな汚泥再生処理センターは、組合議員の熱心な提案によって水処理を下水道放流方式とすることとなり、これは地域住民の評価・賛同を得られるものと考えます。しかし、資源化を堆肥化方式とすることには、その需要を危ぶみ、費用対効果を危惧する反対意見が大多数でございました。この問題に議会も改めて先進地視察などの調査研究を重ねましたが、やはり堆肥の需要は低く、投資効果は得られない模様です。

これを踏まえ、地域住民の負託に応えるべく、組合に対し資源化方式見直しを求めることとした次第であります。

議員各位におかれましては、どうか決議に賛同くださいますようお願いを申し上げます。

また、議決の暁には、組合が資源化方式を速やかに見直し、新たな計画を示すこと、適正かつ合理的な整備を迅速に進められることを要望するものでございます。

以上、よろしく願い申し上げ、私の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中山五男） 相馬議員から提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。発議第1号、汚泥再生処理センター整備に関する資源化方式見直しを求める決議については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、発議第1号、汚泥再生処理センター整備に当たって資源化方式見直しを求める決議については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を1時50分とします。

【休憩】（午後 1時41分）

【再開】（午後 1時50分）

◎日程第12 一般質問

○議長（中山五男） 日程第12、一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問・答弁を合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承願います。

では、通告に基づき、2番、堀江清一議員の発言を許します。

2番、堀江清一議員。

[堀江清一議員 登壇]

○2番（堀江清一） 私の質問は、3つほど項目であります。

それでは、最初の質問です。スピード感を持って一般質問をさせていただきます。

第1に、衛生センター、ごみ焼却施設の移設についてでございます。

衛生センターは志鳥地区に移設を進めていたのですが、過日の高木議員の質問の答弁で、今年度から県単位でごみ処理の長期広域化、ごみ処理施設の集約化の検討が開始され、南那須広域事務組合として積極的に参加しているという答弁があったと思います。

それで、今なかなか進んでいないごみ焼却施設の現在の状況と、今後の予定をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 衛生センターごみ処理施設移設についてお答えいたします。

ごみ処理施設の長期広域化・集約化に伴う広域化計画の策定につきましては、過去、環境省より県に対し何度かの要請がございました。

最初は平成9年に、ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の課題に対応するため、全都道府県が広域化計画を策定し、施設数の減少、施設規模の大型化が進み、一定の成果を上げました。

次に、平成31年には人口減少、少子高齢化の進行に伴うごみ排出量の減少、廃棄物処理の担い手不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大による非効率化が懸念されることから、廃棄物の広域的な処理の施設の集約化が求められました。これについては、メリットが少ない、市町・住民との調整が困難である理由から、広域化が進まなかったようであります。

そして、令和6年3月には、厳しい財政状況を踏まえた持続可能な適正処理の確保、気候変動対策、資源循環の強化等の理由により、計画策定が求められております。

計画の内容につきましては、2050年までを期間とし、1日当たり300トン进行处理できる施設を設置することとしており、栃木県の1日当たりの可燃ごみ排出量は約1,400トンでありますので、県内5か所程度までの集約化が見込まれます。

県においては、長期広域化・集約化計画を令和8年度までに策定することとしており、令和6年度から、市町等の現状や課題を把握するため、各種調査や会議等を開催しております。会議につきましては、現在まで全市町が集う全体会議を令和6年度に1回、令和7年度に1回開催し、地域別の意見交換の場である地域別意見交換会を令和6年度に1回、令和7年度に1回開催しているところであります。来月には全体会議を開催する予定となっております。

ごみ処理施設の長期広域化・集約化については、ブロック割や市町間での調整、設置後の運営手法等、課題が多く簡単ではない大きな事業となります。南那須地区は、既存のブロック割の中でも最小の人口であり、ごみ量が少なく、単独ごみ処理することは不合理・不経済でありますので、今回の広域化に賛同していることから、積極的に参加していく所存であります。

なお、ごみ処理施設の長期広域化・集約化の実現には、10年から15年程度の時間を要するとされています。当面の間、南那須圏域のごみ処理を円滑に処理していくためには、現施設の延命化を図る必要があり、本年度から来年度にかけて、ごみ処理施設等長寿命化計画を策定していくこととなっておりますので、議員におかれましても、ご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 今の説明ですと、今、志鳥地区に計画をしているごみ焼却施設の案件は、そうすると廃止という考えで受け止めてよろしいのでしょうか。その辺をお伺いします。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ご質問ありがとうございます。志鳥地区への計画について廃止かどうかというようなご質問だったと思います。

志鳥地区につきましては、当初、2施設整備について、平成27年から29年に基本構想を策定して、候補地を志鳥上とした経緯がございます。その後、議会折衝、一部住民の請願、

組合議会の採決を踏まえて、令和4年、5年にし尿処理施設の整備の基本計画を策定して、まずはし尿処理施設からというような流れになっているかと思います。

一方、ごみ処理施設につきましては、令和6年度から見直し、再検討を行っているところでございまして、現在、先ほど申しました2施設整備のための基本構想、基本計画につきましては、現在のところ計画上は生きているというようなところであります。

しかし、現在、先ほど組合長の答弁にもありましたように、ごみ処理施設につきましては、県の長期広域化・集約化のほうに組合として積極的に参画していくというようなこととございまして、組合として単独で志鳥に建設するということは実質的にないと。計画上は生きておりますが、実質的には組合としては建設することはないというようなこととございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） そうしますと、計画は生きているが、つくらない。何か矛盾しているような感じがするんですけども、この際ですから、事務組合としては志鳥地区は断念したと、もう宣言されたらいかがでしょうか。いかがでしょう。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 私のほうで、この場で断念したというのは、ちょっと言えないので、組合内のほうでも協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 生きていると言っても、計画はなくなったということだと思われまますので、早々にその発表をしかるべきところと会議をされまして発表することが、反対していた志鳥地区の方々に対しての責任だというふうに思っておりますので、その辺は早々にそれがよろしいのかなと思います。

正直、まだつくるということであればもう少し質問したかったんですが、例えば今回し尿処理施設を分離したということであれば、何も川の近くでなくても大丈夫だということで、

ごみ焼却施設だけを単独でまたつくるということであれば、つくる場所の選択肢は増えるのかなというふうに思っていたのですが、先ほどの説明ですと、今のごみ焼却施設の延命をするということが一番の前提になってきて、その後に広域化のほうに移行したいということだと思いますので、ぜひその旨、多くの方々にそういう方針だということを説明されればよろしいのかなと思っています。

スピード感を持って、2つ目の質問をします。

し尿処理施設の今後の予定について、し尿処理施設を下水道放流方式と決め、南那須水処理センター付近に施設を計画し、住民説明会が行われましたが、住民の反応と現在の進捗状況とといいますか、今後の予定をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） まず答弁に入る前に、過日の汚泥再生処理センター建設候補エリア住民説明会には、多くの議員の方にご出席いただいたこと、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

今年度開催しました説明会につきましては、令和4年、5年度に策定しました、し尿処理施設整備基本計画に基づき、令和6年度に協議した汚泥再生処理センター建設候補エリアについて、今年度2回、説明会を開催いたしました。

説明会の内容につきましては、本年3月に議員全員協議会において説明させていただいた内容であり、選定の流れ、選定方法及び建設候補エリアの選定結果について説明をいたしました。

1回目の説明会につきましては、6月29日に広域行政センターを会場に、圏域住民を対象とし開催いたしました。主な意見としましては、堆肥化に対する投資効果への疑問、堆肥アンケート結果を踏まえた質問や、ごみ処理施設の長期広域化・集約化に関する質問がありましたが、総論としては、賛同を得られたものと思います。

2回目の説明会につきましては、地元である大金、東原、小河原、高瀬の各自治会長に加え、中山議員、市議の小堀議員からの要請により、8月3日に南那須公民館を会場に、要請のあった自治会等を対象に説明させていただきました。参加者が建設候補エリアの地元であることから、総論では賛成だが、各論では反対などの意見や、候補地選定の評価に対する質問、道路整備に関する質問、風評被害に関する質問がございました。

反対については、いわゆる迷惑施設でありますので当然のことと考えておりますが、組合としては、その理由を十分に探り、対応可能な問題であるかどうかを検討していく必要があ

ると考えております。

また、本年度は、建設候補エリアから踏み込んで、建設候補地の絞り込み作業を進めております。具体的には、一般廃棄物処理施設整備検討委員会を活用するとともに、その下部となる市町の関係職員と組合で構成する作業部会を設置し、協議を進めていく考えであります。

また、絞り込み作業が完了した段階においては、再度、住民説明会を開催し、具体的な建設候補地選定方法の説明をしていく考えであります。

し尿処理施設の候補地選定につきましては、組合が一方的に結論を導くのではなく、住民との合意形成を重ねながら、一つ一つ丁寧に進めていきたいと考えておりますので、議員におかれましても、ご理解、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 住民説明会をされたということですが、聞くところによると、反対という意見が結構多くて、なかなか難しい案件だなというような感じがしております。

そのときに、その住民の方々が反対だと、断固反対という方もおられましたが、反対をするまず第一の理由というのは、どんなことだったんでしょうか。お伺いします。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 説明会における反対の理由につきましては、先ほど組合長のほうの答弁にもございましたが、まず道路整備、まだ候補地は決定しておりませんが、搬入路の関係で、どうしてもバキュームカーが通るところからの交通安全も含めた道路整備に関する問題。あと、やはりバキュームカーが通ることのイメージが悪いというようなこと、それが先ほど組合長の答弁での風評被害みたいのところ。ひいては定住促進とか、そういったものにも影響してくるのではないかとというようなご意見がございました。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 風評被害ということで、バキュームカーが通るのがちょっと嫌だな

ということの意見が多いのかなと思います。ちょっと聞いたところによると、水処理センターに行く道路を、新たに違うところから引いたらいいんじゃないかと言う方もおられたような気がします。

今現在、搬入路に関してそういう意見があるということは、おおよそその搬入路というのは、どの辺を通過して水処理センターまで行くということは、もう計画はされておりますか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 搬入路についてお答えをさせていただきます。先ほど申しましたとおり、まだ候補地の絞り込みが完了していないというような段階でございまして、搬入路についても、まだ決定をしておりません。今後、道路整備を含めて種々意見があった件については、市町と組合と協議をしながら搬入路の整備についても協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 搬入路なんですけど、今現在のところ水処理センターにアプローチする道路というのは、自分の感覚で物を言わせていただければ、認定こども園の横辺りを通っていくのかなという感じはしてしまいます。それで、新たな道路というところで考えると、荒川沿いの堤防沿い、小河原地区ですか、そちらのところを例えば新設するというのも、ひょっとしたらそうしないと完成できないのかなというような感覚を持っております。

それで、その搬入路が向こうに、例えばその堤防沿いにつくるんだよというふうになったときに、住民の方に説明を例えばしたとしてですよ、それだったらいいよというようなことがひょっとしたらあるかもしれませんが、その搬入路というのを今後、そういうことであればつくりますよと。新たな搬入路、民家の少ないところをぐるっと回ってつくりますと、そういうような考えはひょっとしてございますかね。お伺いします。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 搬入路につきまして、先ほどご質問ありました新たな搬入路につきましても、今現在、計画の中で新たな搬入路をつくら

か、どうするというような計画は、今のところございませんので、今後、協議を進めていくというようになります。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 現実的に物を考えると、今の状況ですと多分、地元の方は反対だということだと思えます。これを実現するためには、あらゆる方法を考えて用意しておくべきだと思います。そういうことで地元の方と交渉をするということをしないと、これは実現しないと思います。

今の道路の要するに搬入路の状況で、認定こども園の横を通過するというふうなことを考えていけば、いつまで経ってもこれは実現しないと思います。思い切った政策をしないとしようがない。ただし、お金もかかります。それでも実現をしなければいけないということであれば、その辺の決断というのにも必要なと。いつまでも地元の理解を得るために同じことを何遍説明しても、同じように反対されるのが現実的かなと。志鳥のごみ焼却場もそんな状況じゃなかったのかなと思います。

ですから、実現をさせるためにあらゆる方法を考えて、地元住民の理解を得られるために、そういうことをぜひ組合として、市町との協力を得て進めていただくのが、これが現実的かなと思いますので、そういう方向でぜひ実現させるようにしていただきたいと思います。答弁は結構です。

3つ目の質問に移りたいと思います。消防署、両地区の災害時の対応についてでございます。

烏山消防署及び那珂川消防署は、ともにハザードマップによると3から5メートルの浸水想定区域にあるということでございます。その地域に洪水がもし発生した場合、その機能を果たさない可能性があります。その場合、車両や機材等の扱いはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 消防署、両地区の災害時の対応についての質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、那須烏山消防署及び那珂川消防署は、ともにハザードマップに

よる浸水想定区域に立地しており、日頃から洪水及び浸水に対応できるよう、庁舎洪水浸水時の代替庁舎移転計画を定め、運用しているところでございます。

具体的には河川の氾濫、洪水及び土砂崩れなどで道路が寸断されることも考慮し、洪水が想定される河川の両岸に車両・資材・職員などの消防力を分散しておくことを基本としております。

移転先については、状況にもよりますが、それぞれ那須烏山市及び那珂川町の市有及び町有施設を借用させていただけるよう、協定を締結しております。

また、消防庁舎への浸水を想定した拠点移動訓練や手順の確認を定期的に行い、迅速な移転ができるよう備えております。

洪水に限らず、大規模災害時にも、住民の生命を第一に、非常時優先業務を的確に遂行できるように備え、被害を最小限にとどめるよう努力しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 一応そういう移動する場所とかをある程度考えておるといってございまして、那須烏山市の消防署、それと那珂川町の消防署、具体的にどの辺の場所ですか。お答えいただければと思います。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 議員の質問にお答えいたしたいと思っております。

組合長の説明と重複するかもしれませんが、先ほど説明ありましたように、昨年度、那須烏山市、那珂川町と庁舎の一部を借用するという事で協定を締結いたしました。

具体的な場所なのですが、那須烏山市においては、烏山地区のほうに現在の市役所の庁舎の一部と駐車場を借用させていただきます。南那須地区のほうでは、やはり市役所の南那須庁舎の庁舎と駐車場を借用ということで締結を結んでおります。

次に、那珂川町、那珂川消防署なんですけど、まず、こちらも馬頭地区と小川地区が寸断するという事まで考慮しまして、馬頭地区におきましては那珂川町健武、元の馬頭分署、そちらのほうに移転となります。また、小川地区に関しましては小川公民館、そちらのほうで締結を結んでおります。

以上でございます。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 一応そういう水害のときには、そういう締結をして、機材と車両等を移動するという判断なのかなと思います。

それで、機材とか車両を移動するに当たって、水害の状況がいろいろあると思います。可能性、要するに洪水が起こりそうだなというときと、これは間違いなく平成元年の台風みたいに、1週間も前から予測される場合があります。移動する場合、予測された時点で移動されるのか、やっぱりやばいなというふうになってから移動するのか、これはどっちなのでしょう。その判断というのはどの時点でやられるのでしょうか。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 議員の質問ですが、全国各地で大規模災害が発生しておりまして、現在、うちのほうのマニュアル的には、判断基準、土砂災害危険情報及び河川の氾濫状況、そちらのほうで判断しておりまして、レベル3の状態では職員のほうの自宅待機とか、消防署のほうに来れる場所にとすることで待機命令がかかりまして、レベル4に関しましては自主登庁及び市外招集ということで、庁舎のほうに登庁をお願いしております。そして、実際、河川の状況もありますので、そちらのほうも考慮しながら4から5の間で移転の準備を進める。5になる前には庁舎から全員が退避するということの計画になっております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 緊急時にそのように車両や機材を移動しますが、この連絡網というのは、どのように緊急連絡を、例えば消防署に連絡したいといっても、結局、電話は持っていないですね。ですから、そういうときに緊急連絡先というのはどのようになっていますか。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） 現在、119番は災害があった場合には当地区では

なくて、那須地区消防本部のほうの指令センター、そちらのほうで全て受信となります。でするので、そちらのほうで災害で潰れるということがあれば、なかなか続かないんですが、全てそちらに入りまして、その後、出動指令が各消防署のほうに入ることになっておりますので、この指令に関しましては、各車両の無線又はAVM、そちらのほうで受信できるようになっておりますので、その辺は現在のところは支障はないのかなと考えております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） いずれにしても、洪水が起きたときには、そういう移動するという場所も決まっております、連絡もちゃんと取れる。安全安心だというふうに思われるのですが、そのマニュアルというのは今、話されましたが、きちんとできておることでしょうか。

○議長（中山五男） 警防課長。

○消防本部警防課長（阿久津善夫） この件に関しましては、那須烏山消防署、また、那珂川消防署の人員とちょっと違っておりますが、那須烏山消防署、また、那珂川消防署、または消防本部ということで、各所属においてマニュアルを作成しております。

○議長（中山五男） 堀江議員。

○2番（堀江清一） 消防署は市民、町民の安全を守るために重要な役割を果たしておりますので、想定外ということがないように、いろんな想定をされまして、安全安心には配慮していただいて、今後ともぜひご努力をお願いをいたしまして、時間がたっぷり余っていますが、私の質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（中山五男） 以上で堀江議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

【休憩】（午後 2時22分）

【再開】（午後 2時30分）

○議長（中山五男） 休憩前に続きまして、再開をいたします。

次に、11番、渋井由放議員の発言を許します。

11番、渋井由放議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○11番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。11番、渋井由放でございます。

ただいま中山議長より発言の許しをいただきました。中山議長も、この議会開始前におっしゃいましたけれども、彼岸が過ぎて、少しだけですが、秋らしくなってきた。このような話がありました。芭蕉に「もの言えは昏寒し秋の風」という句がございます。これは、人の短所を言った後には寂しい気持ちがする。なまじ物憂いは災いを招くという意に現在は転用されておるようですけれども、もともとは感動を共有できる友と一緒にいても、俳句を読んで共有することは難しいという意味だったと考えられておるそうでございます。

私のキャッチフレーズは、言わずにはいられない。言わなければ分からないというふうに考えているところでございます。考え方が異なれば、多少のハレーションがあるのは当たり前。そういうことを繰り返して議論をしていくことこそが議会であると、こういうふうに思っております。それを念頭に質問をしてみたいです。市民、町民にとって実りの秋になりますように、執行部には明快なる答弁をお願いをしたいと思います。それでは、まいります。

まず1番に、衛生センターの事業継続計画についてでございます。

令和6年9月の議会で、衛生センターの事業継続計画について質問をさせていただきました。そのときは、保健衛生センターの事業継続計画につきまして、現時点において未策定の状況であります。今後、早急に策定できるよう指導してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございますと市長の答弁でございました。現在どのように進んでいるのか、お伺いするものでございます。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 衛生センターの事業継続計画BCPについてお答えいたします。

令和6年9月定例会において、渋井議員よりご質問いただき、早急に策定するよう指示したところでありましたが、まだ策定できない状況にあります。大変申し訳ございません。

平成23年の東日本大震災や令和元年の台風19号で被災を経験した保健衛生センターとしては、策定の重要性は重々承知しているところではありますが、令和6年度から、新し尿

処理施設の建設に係る候補地選定業務やごみ処理施設の長期広域化・集約化といった施設整備の重要な業務、老朽化した施設の緊急修繕工事への対応を優先せざるを得ない状況が続いてしまい、そのことが策定の遅れにつながっています。

現在の計画状況につきましては、策定が完了している自治体や他広域の計画を参考とし、策定作業を進めているところであります。また、保健衛生センターでは、既に策定しております洪水時の浸水防止等計画や新型インフルエンザ等感染症の発生時における事業継続計画との整合性も考慮した計画とすべきと考え、策定に向けて粛々と進めている状況であります。

今後につきましては、組合内部により策定の手続を完了させるとともに、環境衛生部会に報告してまいりたいと存じております。

計画が策定された後には、適宜見直しを行い、事業の継続性を確保したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 簡単に言うと、できておりませんと、こういうことです。東日本台風は令和元年です。それから7年が経過をしているわけです。私の一般質問は令和6年9月ですから、もうあれから丸1年が経っている。こういうことでございます。今の話は、簡単に言うと優先順位が低いんだ。こういうふうに言ったのかなと。優先順位は高いけど、もっと高いのがあるんだ。こういう理屈なのかなというふうに思うんですが、それで果たしていいのかということなんですよ。

これから順次つくっていただけるということなんですが、那須烏山市の話をしみますと、令和7年2月に那須烏山市災害時受援計画というものを策定しております。平成29年3月、これは内閣府の防災担当なんですが、災害時の受援体制に関するガイドラインというのが出ております。それに合わせて、いわゆるこれはこの衛生センターだけじゃないんだと思います。例えば消防なんかでも、そういうものをつくらなきゃならないというふうには思うんですが、これからつくるのだとすれば、こういうのも含めて一周、遅れてしまっているのであれば、新しいのを取り入れてBCPをつくってみたらどうかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ありがとうございます。今、那須烏山市のほうの災害の受援計画というものについて、私も勉強不足で申し訳なかったんですが、今後そういったものも含めて計画の内容に盛り込んでいけたらと、こういうふう
に考えております。ありがとうございます。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 検討してやっていただけるということなんですが、いろいろ仕事があつてなかなか難しいということなんですが、物事その目標がいつまでにつくとか、こうこうなんだ。だから、こういう目標なんだという目標を立てるとというのが民間企業では当たり前なんです。それによって評価というのが出てくる。例えばボーナスがいいとか、給料が上がるとか、そういうふうになってくるのかなと思うのですが、大ざっぱでいいですよ。責任追及はしません、今ざっと考えて、どの程度の時間があれば、こういうものができるかな、こういうふうに思いますか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） 現在、策定のほう、まるっきり進めていないというわけではなくて、進めていまして、衛生センターの事務局案の大体7割、8割ぐらいが策定できているかなというようなところでございます。それに加えて今、渋井議員のほうからありました受援計画のほうも含めて、今後また新たに案のほうの練り直しをしていくというようなことになるかと思ひます。

時間について、目標としては7年度の年度当初、年度内の完了を目標にというようなところで考えておりましたので、基本的には先ほどの受援計画の検討も含めてということになります、可能であれば年度内の完了を目途に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 年度内完了を目指して頑張ってもらえればなと、こういうふうに思います。最近、あちこちで大雨の被害、こういうものは報告されております。私は聞い

ております。大雨に対する訓練とか、そういうのはしっかりやっているんだということで、そういうのは認めたいと思っておりますし、そういうのは当たり前だとも思っているのですが、質問にありませんけれども、せっかくいいことをやっているのだから、その辺、自分でPR、アピールできる場所があれば、年何回やっているとか、こういうことをやっているとかあれば、答弁願えませんでしょうか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ありがとうございます。先ほど組合長のほうの答弁にもございました洪水時の浸水防水等計画が令和2年に策定をされておりまして、それに基づいて浸水対策の訓練を今年度2回ほど実施いたしました。令和元年度、那珂川の上流からの氾濫ということで、衛生センターからしますと北側から水が主に流れてくるというようなところで、第1回目は北側のシャッター、そこに対しての防水対策の訓練を実施しました。シャッターの下に体育用のマットとか毛布とか、あと止水版、手作りのものをつくって、あとは衛生センターのスチールですとか重しにして、どのぐらいの時間で設置できるかというのを1回目にやって、同じような内容のことを今度ごみピットのほうのシャッターで訓練をさせていただきました。資材の準備等は常々、台風はいつ来るかわからないというようなところもありますので、その辺は随時指示をしているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 那須烏山市でも都市建設課が担当になりますが、那珂川に排水機場というものがございます。排水機場を閉めて内水面の水を那珂川のほうへ放流するというような訓練をしております。私はこのたびは出席できなかったんですが、議員のほうに、そういうことをやっているという案内が来ます。出るか出ないかは、当然そのときの議員さんの都合によると思うんですが、せっかくであれば、今、各議員タブレットを持っていますので、あと、別に広域議員さんだけではなくて市議会議員さん、町議会議員さんなんかにこの案内をしてみればどうかと、こういうふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長兼施設整備室長（相ヶ瀬仁志） ありがとうございます。そちらについて検討するというか、案内をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井由放議員。

○11番（渋井由放） ぜひ多くの人に、その実情を知っていただいて、こういう苦労があるから志鳥のほうに行かないんだと言うんですが、こういう苦労があるから志鳥のほうに行くんだとかというような話にもなるかもしれませんが、ぜひお願いして次に行きたい。こういうふうには計画は早くできるということを期待したいと思います。

続きまして、2番目になります。キャッシュレス決済サービスの導入についてでございます。

日本ではキャッシュレス決済を利用する人が年々増加しており、政府もキャッシュレス決済の拡大に力を入れております。その流れを受けまして、那須烏山市では、市民の利便性の向上のためと、こういうふうにはうたっておりますが、公金の収納のキャッシュレス化を推進しています。そこで、南那須地区広域行政事務組合の各事業のキャッシュレスの導入について伺ってまいりたいと思います。

まず1番目は、那須南病院のキャッシュレス導入についてでございます。令和7年4月1日から、那須烏山市の診療所ではキャッシュレス決済サービスを導入したところでございます。那須南病院では、今後キャッシュレス決済を導入する予定があるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院のキャッシュレス導入についてお答えいたします。

那須南病院では、令和6年3月11日からキャッシュレス決済を導入し、クレジットカード及びデビットカードによる支払いが可能となっております。令和6年度の利用状況では、外来で月平均約230件、患者数の約4.3%が利用。入院で月平均約38件、約14%の方が利用している状況であります。

なお、Pay Pay等、QRコード決済に関しましては、電子カルテシステムとの連動が

できないため、会計処理に時間を要し、待ち時間が長くなり、サービス低下につながること、またはカード決済よりも手数料が高いことから、導入は今のところ考えておりません。那須南病院の導入状況としては、今のところ以上であります。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 私、たまたまなんですが、済生会宇都宮病院に入院した人のところにお見舞いに行ってきました。私は現物を見ていないんですが、まるで支払いがコンビニエンスストアのようだった、こういうふうに言うておりました。キャッシュレスや、あと自動支払い機などが導入されているのかなと、こんなように思った次第でございます。

要は、キャッシュレスを導入すると手数料が高かったりいろいろしますが、そういう中にあって、もしかすると自動支払い機とか、こういうのを導入することによってコスト、いわゆる人件費、そういう削減になるのかなと、こういうふうに思いました。

自動支払い機、あとPay Payはじめ、手数料もちょっと高いですけども、そういうのを含め、支払い時における人員削減、できるかどうか分かりませんが、コスト削減、こういうようなことを考える必要があるのではないのかなと思ったものですから、質問をいたしました。その点についてはどのようにお考えになるか、お伺いをいたします。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） お答えします。まず自動支払い機のほうについては、まだ病院のほうでは検討はしておりません。今後につきまして、そういった患者様からの需要があるのかどうかということも検討しないといけないと思います。まず設置するに当たりましては場所の問題ですとか費用の問題もかかってきますので、今後検討する課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 今、自動化というのがいろいろ叫ばれておりまして、対面でお金はこれでというのも非常に間違いなくありがたいのかなと、こういうふうには思うんですけども、自動化によって、なるかどうか分かりませんが、検討してくれるということな

ので、その辺ぜひとも検討していただいて、いくらかでもコストダウンにつながるのであれば、お願いをして導入してもらいたいというふうに思います。

続いて、広域事務組合のキャッシュレスの導入についてでございます。これは病院外の話になるわけなんです。令和7年5月1日から市民課、これは烏山庁舎と南那須庁舎がでございます。あと税務課、これは烏山庁舎なんですけれども、窓口にて発行している証明書等発行手数料の支払いについて、キャッシュレス決済、このサービス、これはP a y P a y、d払い、a u P A Y、J - C o i n P a y、W e C h a t P a y、A l i p a yが使用可能となりました。かなりの数が使用可能になった。これは那須烏山市のホームページから持ってきているので間違いはないと思います。

広域行政事務組合でも、例えばお布団を衛生センターに持って行く。そしたらそこで支払いが生じる。それは大したお金じゃないんだと思うんです。何百円と、こんなようなことなんじゃないかなと思うのですが、そういうことで、もしそういう支払いができる方がいるとすれば、便利ではないのかなと、こういうふうに思うわけでございます。

そこで、広域行政事務組合では、今、キャッシュレス決済の導入、こういうのを予定があるかというか考えているか。こういうふうに質問をすることでございます。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 広域行政事務組合のキャッシュレス導入についてお答えいたします。

デジタル化は世界的な潮流であり、令和2年12月、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、国策としてデジタルトランスフォーメーションが推進されております。キャッシュレス決済はDX推進のため、重点取組事項の一つに位置づけられており、那須烏山市、那珂川町においても、DX推進計画に基づき公共料金のキャッシュレス決済サービスを拡充しているところであります。

組合としても、住民サービスの向上を図る観点から、キャッシュレス決済の推進は、やはり必要であろうと存じておりますが、一方で組合においては、多くの地域住民を対象とした証明書発行等の業務がありません。そうした中、令和4年9月に一般質問にてご指摘をいただいた後の導入検討では、ごみ処理手数料を対象としてキャッシュレス決済の検討を進めた経緯があります。その際、経費は初期投資が2万3,760円、ランニングコストは32万4,096円が見込まれていました。これはごみ処理手数料のうち、一般家庭系ごみの支払いが全てキャッシュレス決済となった場合で計上したのですが、何度も検討した結果、

利用者のニーズはほぼなく、時期尚早と判断し、見送ることとなりました。近隣の一部事務組合においても、同様の経緯でキャッシュレス決済の導入を見送っていると聞いております。また、現在、組合は一般廃棄物処理施設整備を推進しており、し尿処理施設の更新や長期広域化・集約化の上での新たなごみ処理について検討されるなど、組合業務の見直し機会にあると考えています。

こういった情勢も踏まえながら、キャッシュレス決済導入については、引き続き検討はしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 検討していただいたんですが、結果としては導入してもお金だけかかるだけで何の意味もないということでした。こういう点については、よく理解をしたところでございます。

ただ、国のほうはDX、デジタルトランスフォーメーションと言うんですか、そういうものをどんどん進めていくんだというようなことでございますので、時期が来れば、そういうふうになっていくのではないかなと思います。それはよく理解したということで、次にまいりたいと思います。

続きまして、今度はホームページのリニューアルについてでございます。

令和6年2月の議会におきまして、ホームページをリニューアルするというようなことで一般質問を行いました。そのときに検討していただけるという事項がございまして、または実行すると言っていたことがございました。

まずは、議会のユーチューブ配信の検討についてでございます。この質問の内容は、那珂川町はケーブルテレビがあり、那須烏山市はユーチューブ配信をしている。わざわざ行かなくても見られること、こんなことがこの議会でもあったほうがいいのか。そのようなことができるかどうかという質問をさせていただきました。そのときの答弁は、これ予算がちょうど108万円だったんです。108万円程度の中には、ユーチューブで配信するような費用は含んでおりません。ただ、その金額の中でどういった方法で、そういったものが可能かどうかということを含め、業者のほうと相談をしていきたいと、このように考えてございます。

配信となれば、当然カメラとか、そういった機材が必要ですので、ちょっとすぐにとというわけにはいきませんが、取りあえず今年の更新作業の中で、そういった部分の検討も併せて進めたいと考えておりますので、ご理解を願いますというようなことでござい

たが、その検討の結果はどのようなものだったのか、お伺いをいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） ホームページのリニューアルについての質問のうちの議会のユーチューブ配信の検討について、ご質問にお答えいたします。

令和6年2月議会定例会で議員からご指摘いただきました情報公開の重要性について再認識し、自治体ホームページは自治体の情報発信、広報のために有効なツールであると考え、し尿処理施設整備基本計画住民説明会の動画配信を試みるなど、徐々に活用しているところであります。

ご質問の組合議会動画配信については、市議会のインターネット上での動画配信、町議会でのケーブルテレビ放映がなされている中、当組合でも地域住民からの要望もあることから、皆様に組合行政をご理解いただくため、ホームページで配信することといたしたく、今年度、録画機材購入費を予算措置し準備を進めているところであります。しかしながら、市町議会のような専用の議場や配信のための機材が整備されておらず、簡易な撮影となり、機能や技術を駆使した編集は困難と思えます。試行錯誤を繰り返した上で、準備が整い次第、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） あそこに用意されているカメラが、今、その動画配信用のカメラかなというふうに思っております。

あともう一つは、この前、堀江議員の質問の中にありましたけれども、地元説明会、ああいうものを行ったのが動画配信をされていますよ。こういうことで大きく進んでいるのかな、こういうふうに思って感心をしているところです。

それで、いろいろ冒頭にも言いましたが、この議論のあたりはユーチューブ配信すると問題が起きて、後で謝ったり訂正したいという議員が当市では何人かおります。実際この議場にもおります。私も決して、何ていうんですか、皆さんから好かれているわけではないんですけども、そういうことはありますが、やはり配信するに当たっては、しっかりと自分の発言をして、市民、町民の皆様に誤解を与えないようにするというような、議会でもこれ、そういうところの勉強会をしたほうがいいかな、こういうふうに思っております。後で議場でこの辺は話をしたいと、こういうふうに思います。

引き続き、そういうところに取り組んで、できる限り市民、町民の皆様、ここの議論を分かってもらう。そして、何というんですかね。いろんな行政が進むことの一端にしてみよう。こういうふうにしたいと思いますので、今後の努力を期待して、次に参りたいと思います。

続きましては、やはり同じ、この議会においての質問の中身、組合長の交際費等の公開についてという質問をさせていただきました。

その内容は、一般会計の予算の中で組合長の交際費と議長の交際費と消防長の交際費が載っております。そういうものをせっかく新しく、このそういうものというのは、ホームページのことなんです。ホームページをせっかく新しくつくるならば、組合長はじめ交際費を公開をするというようなことはどうかと、こういうふうに思っております。まずその点についていかがですかと、こういうふうにお話ししたところ、組合の姿勢であり、透明性を示すという上で重要なものである。これは一般質問ではなく、質疑だったんですかね。私も考えております。技術的には何ら問題ないと思いますので、ページの構成等々を今後考えていく中で、そういった公開についても検討していきたいというふうに答えております。

今現在、組合長の交際費、別に組合長の交際費が隠れているから問題があるとかって、そういうふうに言っているわけではないんですよ。せっかくホームページをリニューアルするならば、新しいことをやって、しっかり情報を公開したらどうだということを言っているだけなんです、現在どのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 組合長交際費の公開についての質問にお答えいたします。

ホームページにつきましては、広報紙と比べて情報量や記事の即時性といった点で、優位性は言うまでもなく、自治体側にはその優位性を生かしたホームページの運営が求められているところであります。また、単に行事やお知らせを掲載するだけではなく、施策等について積極的に掲載していくことは、自治体の情報公開に対する姿勢や透明性を示すことにつながり、施策に対して住民の理解、協力を得る上で重要なことであると認識しております。

組合のホームページにつきましては、渋井議員をはじめ、他の議員の皆様からも何度かご指摘をいただいたことがあります。情報量、掲載時期、記事の見やすさ、見つけやすさ等について課題があることを把握しており、令和6年度にホームページの改修を実施いたしました。

新たなホームページにつきましては、先ほど申した現状の課題に対応しつつ、システムに

については、記事の掲載作業に当たる職員の使いやすさの改善も図り、速やかに記事を更新できるようにいたしました。また、併せて積極的に組合の情報を発信・公開するべきであると職員一人一人の意識向上を図り、ホームページを充実させたいと考え、運営しております。

さて、ご質問の組合長交際費等の公開でございますが、令和6年2月22日開催の定例会におきまして、当時の総務課長より、検討していきたいというふうにお答えさせていただきましたが、現時点におきましては公開はしておりません。那須烏山市の交際費の執行及び公開に関する基準を参考にし、交際費の適正な運用等を行うため、現在、組合の交際費の基準について見直しをしている段階でございます。今年度中には社会経済情勢の変化等に応じられる新しい基準を設け、来年度より運用を開始したいと考えております。併せて交際費の公開も実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） 答弁ありがとうございます。ホームページに公開するには、いろんな基準を決めてやるんだということはよく私も理解しております。それについては那珂川町、那須烏山市も基準があって公開しているわけですから、半年も置かなくてもすぐできるのではないのかな、こういうふうに思いますが、来年度を目途にということなので一歩前進したかなというふうに思います。

ホームページというのはいち早く、情報をぱっぱと伝達ができる一つの手法。我々議員の3人は抗議文なんていうのをすぐホームページにどんと出されて、大騒ぎになっている。そういうふうには早いんですよ。そういう中であって、ついでに申しませんが、今ホームページの議員の名簿はどのようになっているか分かりますでしょうか。

今、益子議員とか青木議員とか名簿に載っておりますが、今ここにいますが、福田議員とか平塚議員は、どうも幽霊議員になっているようでございます。大変失礼な話なんですけど、やっぱり議員が変わったりなんかするのは、できるだけ速やかにやってもらった方がいいのではないかな。幽霊議員がいない南那須地区広域行政事務組合議会、こういうのを目指していきたいと思うのですが、その点についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（大谷光幸） 管理課長というか書記長というか、おっしゃるとおりでホームページの確認はいたしておりますが、今のところは旧議員の名前に

なっていたと思います。本日の議会をもって議席も決まりましたし、速やかに新議員の皆さんに、お名前を変えさせていただくことになっていきますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） できれば速やかにやってくれるというので別に問題はないのですが、一つ一つホームページには何が載っていて、どこを変えなきゃならないんだという大きい把握をしてもらって、速やかにやってもらうということが必要ではないのかな、こういうふうに思います。

それで、基本的にはなかなか新しくできたものだから、使い方もよく分からないというところがあるのかなというふうに思いますので、ぜひそういう訓練をして、ホームページにできるだけいろんなものを出せるように、ただ、出すにはホームページに掲載をするものはこうなんだという規定があるのかな。規定をつくるようなのかなと思うのですが、そのホームページの掲載規則、規約、何かそんなようなものはまずございますか。

○議長（中山五男） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） 議員のご質問にお答えします。今、うちのほうのホームページに関しましては、そういった規約と、あと研修なども行いながら今、進めているところではありますが、リニューアルをしたばかりですので、まだまだ使いこなせていないというのが現状でございますので、これからどんどん使いこなせるようにしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（中山五男） 渋井議員。

○11番（渋井由放） まず、掲載する規約とか規則とか、そういうのはありますか。

○会計管理者兼総務課長（小野里広美） はい。

○11番（渋井由放） そういうのももう一度、今、時代が変わりまして個人情報の保護やら何やらということで、いろいろ法令が変わって、そういうのも変えなきゃならないというようなことも考えられる。考えられるかどうか分かりませんが、そういうことを踏まえ

ながら、そういうふうな規約、規則を見直し、できれば皆さんも、那須烏山市の議会のホームページは、議員の住所なんかは中途半端に載っているんですよ。いろいろ問題が発生すると困るといふようなことで、そんなことも含めて少し、何というんですか、リニューアルしたそれを有効に利用できるように、いろいろ考えていただいて、市民、町民の皆様にしっかりと情報を伝達できるようにお願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中山五男） 11番、渋井由放議員の質問は終わりました。これで一般質問を終わります。

以上で本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。

ここで、福島副組合長が本日最後の議会となりますので、ご挨拶をいただきたいと思えます。

福島副組合長さん、よろしく申し上げます。

〔 副組合長 福島泰夫 登壇 〕

○副組合長（福島泰夫） 皆様、改めましてこんにちは。副組合長の福島でございます。

皆様ご存じかと思えますけども、今年の3月の那珂川町定例会におきまして、任期満了をもって勇退をさせていただき、このような発言をさせていただいて、新聞報道にも載って皆様ご存じかと思えます。

あれからもう半年経ちます。実は私も後期高齢に先月なりまして、免許証の更新、先月行ってきたんですけども、認知症検査を受けまして、これ落ちたらどうするのって聞きました。そしたら、病院に行ってお金払って診断書をもらってきてください。そしたらあげられるかもしれません。こんなお話を伺いまして冷や冷やしながら受けたんですけども、無事ゴールド免許をいただきました。3年しかくれなかったですけど。

私は今から22年前、旧小川町の議員にさせていただいて約10年、その後、那珂川町長選挙に出馬をいたしまして、町長にさせていただきました。町議会議員に出た当初から、私のモットーは「皆さんの声が私の知恵袋」です。これは私のこんな小さな頭で考えても、これっさりなんです。ですから、皆さんの声、これを私の糧として、そして、行政をする。これを今まで22年間ずっと続けてまいりました。

そして、合併をしてから、町にはいろんな方々がいらっしゃいます。非常に有能な方、それから、いろんなものをつくる方。那珂川町、那須烏山も同じかと思えますけども、人口減少、非常に激しい町でございます。しかし、何も無い町ではありません。美しいものもある

し、おいしいものもある。これをみんなが一生懸命、美しいところをしっかりともっともっと美しくして、それから、おいしいもの。これは地域資源を生かしておいしいものをつくり出す。私はそれを見つけ出して、よそに宣伝する。これが私の仕事だと思っていました。私が何かをつくろうと思っても、そう簡単にできるものではありません。ですから、皆さんの力を何とか引き出す。こういう気持ちでやらせていただきました。

そして、町長になってから副組合長として広域議会に来させていただきました。最初は大谷市長でございました。そして、今この2期8年間、川俣組合長の下、副組合長として仕事をさせていただきました。川俣組合長、女性です。私の役割は、しっかりとこの女性をナイトとしてお守りして、足手まといにならないように頑張る。こういう気持ちでさせていただきました。ただ、思ったようにはできなかつたかもしれません。本当に申し訳ございません。

それと、議員の皆様いろいろなご提言、それから、私は常に議員になったときからそうなんですけども、役場の職員、それから広域の職員、これは私の行政の師匠です。皆さんが私の師匠だったんです。ありがとうございます。そして、その師匠にいろんな行政を教わって、少しずつ成長したかな、こんな感じもいたしております。

ただ、私も先ほど申し上げましたように、後期高齢になって体力的にも、記憶力も、思考能力も衰えています。まだ意識が少しあるうちに若い人に次を託したい。こんなふうに思っています。

それで広域の話、これ難しい話たくさんあるでしょう。今日も一般質問等、皆さんのご意見出ました。この話はやめます。

私が那珂川町の町長になって一番思い出に残っていること、これは那須烏山市にも共通することです。皆さんご存じですか。箱石シツイさん。オリンピックの聖火ランナーとして、場所は那須烏山市、山あげ会館まで走っていただきました。

東京オリンピック、2020年ですけども、これ中止になりました。その前の年に那珂川町から聖火ランナーを1人出してくれと、県のほうからそういうお話がございました。ただ、推薦じゃなくて、本人が自分の意思で手を挙げる。こういう形なんですけど、箱石さんが自分で手を挙げるわけないでしょう。それで役場の担当もいろんな方を推薦してくれたんです。小学生の女性で非常に運動能力の高い方とか、過去に活躍された方とか、いろんな方を推薦してくれたんですけど、私が担当課長に、ちょっと箱石さんのところ行って聞いてこいよ。そして担当課長が聞きに行ったら、何か出てもいいって言っています。それで動き出したんです。

でも、箱石さん一生懸命練習して2020年のオリンピックに備えたんですけども、皆さんご存じのようにコロナで延期になったでしょう。あの当時103歳だったんですけど、1

年延期になった。この1年どうしようと思いました。103歳の方に1年待て。これは本当、私も冷や冷やしたんですけど、でも箱石さん、その1年間、本当によく練習なさって、当日を迎えたんです。

2021年3月28日、朝から雨が降っていたんです。聖火リレーは夜です。朝、箱石さんに電話したんです。「今晚、応援に行くからね」と言ったら、箱石さん、何と言ったと思います？ 「町長さん、風邪引くといけないから来なくていいよ」。そんな方なんですよ。本当、私はあのときね、いやあ、すごい人だな。でも、ちゃんと夜行きましたよ。行ったら駐車場も案内していただいて、箱石さんの姿を見させていただきました。そのとき烏山の市内、多分二、三百メートルだったと思うんですけども、息子さんと一緒に、当然1人でも走るんですけど、息子さんも伴走したくて一緒についてきました。那須烏山ともそんな思い出があります。

そしてこの広域行政、先ほど来、お話が出ているように、この建物、広域行政の本部、そして衛生センター、病院、消防、斎場、それぞれに大変な問題を抱えています。本当はここで去っていくのは心苦しい。そんなふうに申し上げたいんですけども、反面、開放されるという思いもあります。でも、私はこれから、先日も議会でも申し上げましたけども、一町民として、町が何を我々にしてくれるじゃなくて、私らの町のために何かできるか。そしてこの南那須地区のため、広域行政含めて、この地域のために何かできることがないか。こんなことを考えながらこれから生きてまいりたいと思います。どこかでお会いしましたら、ぜひお声がけください。私もお声がけをします。そして、この南那須広域行政、この那須烏山市、那珂川町のますますの発展をご祈念申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（中山五男） 福島町長さんには、那珂川町の町長初当選以来、3期12年にわたりまして組合の円滑な運営に尽力をしていただいたところではありますが、このたび誠に残念な思いもあります。当組合では急を要する課題が山積しておりますので、町長を退いた後も、今、町長申しておりましたけれども、解放気分になることなく、ご助言、ご指導くださるよう切にお願いを申し上げたいと思います。よろしく願いをいたします。

これをもちまして、令和7年第5回南那須地区広域行政事務組合定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午後3時26分閉会]